

※この Q&A は、文部科学省 HP に掲載しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm

Q&A（令和元年9月 24 日版）

目次

（用語の解説）	2
1．授業料等減免の支援内容	2
1－1．減免額について	2
1－2．減免の申込手続について	3
1－3．入学金の減免について	4
1－4．これまでの授業料減免の措置について	6
1－5．各大学等における授業料等の設定、その他について	7
2．給付型奨学金の支援内容	8
2－1．給付額について	8
2－2．給付型奨学金の申込手続について	8
2－3．現在、給付型奨学金を受けている場合について	9
2－4．社会的養護を必要とする者について	10
3．他支援との併用等 ～授業料等減免・給付型奨学金共通～	10
4．支援対象者の範囲・要件（個人要件）～授業料等減免・給付型奨学金 共通～	12
4－1．家計の経済状況（所得・資産）に係る要件について	12
4－2．大学等への進学後に家計の経済状況が変わった場合について	13
4－3．「生計を維持する者」の考え方について	14
4－4．学業成績・学修意欲に関する要件（予約採用の申込時点）について	15
4－5．学業成績・学修意欲に関する要件（在学採用の申込時点（1 年次））について	15
4－6．学業成績・学修意欲に関する要件（在学採用の申込時点（2 年次以上））について	17
4－7．国籍・在留資格に関する要件について	17
4－8．大学等に進学するまでの期間（高卒 2 年以内等）に関する要件について	18
4－9．その他、対象学生等の認定に関する要件について	19
4－10．支援期間について	21
4－11．支援期間中の要件（打ち切り（廃止）・停止・警告）について	22
4－12．適格認定（学業成績・学修意欲）における単位修得の基準について	25
4－13．適格認定（学業成績・学修意欲）における出席率等の基準について	26
4－14．適格認定（学業成績・学修意欲）における GPA 等の基準について	27
4－16．懲戒処分と支援の打ち切り等との関係について	29
4－17．支援額の返還・徴収（対象認定の遡及取消）について	30
4－18．適格認定の状況に係る公表について	30
5．対象となる大学等の要件 ～授業料等減免・給付型奨学金共通～	31
6．その他	32

Q&A（令和元年9月 24 日版）

（用語の解説）

- ・「JASSO」とは、独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- ・「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（専修学校（専門課程））をいう。特に断りがない場合、高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）を指す。
- ・「学生等」とは、大学（学部）、短期大学（学科及び認定専攻科）、高等専門学校（学科（第4学年・第5学年）及び認定専攻科）の学生、専門学校の生徒をいう。
- ・「休学」とは、大学等が定める正規の手続きを経て認められた期間を休学するものをいう。
- ・「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）をいう。
- ・「機構省令」とは、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）（令和元年六月二十八日公布（令和元年文部科学省令第七号）改正）をいう。

1．授業料等減免の支援内容

1－1．減免額について

Q 1 授業料や入学金の具体的な減免額はいくらですか。

A 1 【資料1】を御確認ください。

Q 2 「授業料」と「入学金」を減免するとのことですが、施設整備費や実習費なども含めた額が減免されるのですか。

A 2 新制度における減免の範囲は、各大学等が学則により設定している「授業料」、「入学料」となり、施設整備費や実習費として、「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは含まれません。

Q 3 大学等においては、減免の上限額まで免除しなければならないのでしょうか。

A 3 学生等の負担軽減の観点から、支援対象となる大学等においては、学則に定める授業料の額が減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその全額を、それぞれ減免する必要があります。

Q 4 各大学等において、上限額を超える部分の減免が行われることはないのでしょうか。

A 4 新制度では、真に支援が必要な住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に対し、統一的な基準により減免が行われることとなりますが、上限額を超える部分や本制度の対象とならない学生に対してどのように対応するかについては、各大学等の判断に委ねられます。

Q 5 学校独自の授業料減免制度を受ける学生や特待生入学による学生等の授業料と、新制度による授業料減免との関係はどうなりますか。

A 5 国の授業料等減免制度は、各学生等に発生している入学金及び授業料の額を、上限の範囲内で減免するものであり、機関要件の確認を受けた大学等には、在籍する学生等の申請に基づき、当該学生が要件を満たせば授業料等減免の支援を行う義務が生じます。

もとより授業料を減免する前提で入学した特待生については、入学時点で既に授業料の特別額が適用されているため、新制度の授業料等減免の対象となるのは、特待生として発生した減額後の入学金及び授業料となります。例えば、授業料全額免除の特待生として入学した学生等については、減免すべき授業料が発生していませんので、国の新制度における減免額は0円となります。特待生入学により、例えば通常80万円の授業料が半額の40万円に減免されて入学した場合、その40万円に対して新制度の授業料減免を実施することになります。

例えば通常80万円の授業料のところ、そのまま80万円の授業料が適用されて入学した学生等については、この80万円に対して、国の新制度における授業料等減免をまず実施していただくことになります。その上で、これに加えて、更に大学等が独自に実施する授業料等減免を上乗せ支援することは妨げられませんが、これはあくまで追加的な支援であって、国の新制度による支援措置に換えて実施することにはなりません。

Q 6 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援するとのことですが、2/3の額又は1/3の額はどのように算定されるのですか。

A 6 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、当該大学等における住民税非課税世帯の減免額の2/3の額又は1/3の額を減免することになります。

例えば、私立大学の授業料減免の上限額は70万円ですが、A私立大学の授業料は60万円であった場合、2/3の支援区分の者の減免額は40万円（＝60万円×2/3）、1/3の支援区分の者の減免額は20万円（＝60万円×1/3）となります。

なお、端数処理については、授業料・入学金ともに十の位を切り上げて百円単位として処理することとなります。

1-2. 減免の申込手続について

Q 7 授業料や入学金の減免に関する申込手続（スケジュールや方法）について教えてください。

A 7 2020年度に進学予定の方は、各大学等が定める手続に従って、進学時に各大学等で申込みを行っていただくことになります。（給付型奨学金の予約採用の申込手続については、A24を参照。）

現時点で既に、大学等に在学されている方についても、2020年度から支援を受けるためには、在学している大学等に申込みを行うことになります。減免に関する最初の申込み

の始まるのは、本年（2019 年）11 月頃以降、各大学等が定める時期となります。申込手続の時期や方法は各大学等で異なりますので、在学している大学等にお問合せください。

申込後、各大学等で審査が行われ、結果が出たら速やかに本人に対して通知されることになります。学業成績等や家計状況の要件は給付型奨学金と同じですので、給付型奨学金（新制度）の対象となる方は、授業料等減免の対象にもなります。（給付型奨学金の対象となった方の支援区分の情報は、本人同意のもと、JASSO のシステムを通じて授業料等減免を実施する大学等と連携する仕組みとなります）。

減免の対象者として認定を受けた後は、毎年 2 回、支援継続に関する手続を行う必要があります。

Q 8 給付型奨学金の対象者は、必ず授業料等減免も対象になるのでしょうか。

A 8 支援対象となる大学等においては、要件を満たす学生等に対し、定められた上限額まで減免を行う義務が課せられます。授業料等減免と給付型奨学金の対象者に関する要件は一致しますので、給付型奨学金の対象者には授業料等を減免することとなります。ただし、教育訓練支援給付など国の法令に基づく国費による他の給付支援を受けている場合は、給付型奨学金の支給が制限されます。（給付型奨学金に関する Q&A を参照）

Q 9 給付型奨学金は申し込まず、授業料減免のみ申し込むことは可能ですか。

A 9 基本的に、授業料減免と給付型奨学金の支援を併せて受けていただくことを想定しています。例えば、他制度による支援を受けるために、授業料減免のみ受給したいというケースにおいても、他制度による支援がなくなるなど状況が変わった場合に円滑に対応できるよう、授業料減免と給付型奨学金をあわせて申し込んでいただくことを想定しています。

なお、新制度においては、支援受給中の学生等の申出により、支援を停止することを可能とする予定ですので、給付型奨学金と併用不可となる民間団体等の奨学金を受給される場合は、以下の通りお手続きいただくことを御案内させていただきます。

- ①授業料等減免と給付型奨学金の両支援にそれぞれ申込
- ②（要件を満たすことが確認された場合）両支援の認定通知を受領
- ③給付型奨学金の「支援の停止」を申出

（具体的な手続き方法については、日本学生支援機構より、大学等を通じて、別途案内されます。）

- ④停止期間中、給付型奨学金の支援を停止

このように手続きしていただくことで、大学等在学中に、授業料等減免のみを受けることができる仕組みとしています。

1 - 3 . 入学金の減免について

Q10 現時点で既に、大学等に在学していますが、既に支払った入学金も減免の対象となりますか。

A10 減免の対象となりません。

Q11 入学金の減免は、回数に制限がありますか。

A11 進学先の入学金のみが1回減免されます。複数校に合格した場合でも、実際に進学した大学等の入学金対象です。過去に入学金減免の支援を受けていれば、2度目の支援は受けられません。例えば、短期大学卒業後に短期大学専攻科に入学する際の入学金について、短期大学入学時に入学金減免を受けていなければ減免対象となりますが、既に減免を受けていた場合には、再び減免を受けることはできません。

Q12 入学金については、一般的に、入学する前に納付を求められます（1年生前期の授業料も併せて納付を求められることもあります）が、今回の新制度における減免の取扱いはどうなりますか。

A12 経済的に困難な状況にある学生等の入学金や授業料などについては、納付時期の猶予など弾力的な取扱いをするよう、これまでも、文部科学省から大学等に対してお願いしてきました。

今回の新制度の趣旨を踏まえると、給付型奨学金の予約採用手続において採用候補者となっているなど、減免対象となる可能性のある学生等については、大学等において、入学金や授業料の納付時期を猶予するなど弾力的な取扱いによりきめ細かな配慮を行っていただくことが望ましいと考えており、そのことをあらためて、大学等をお願いしているところですが、これにより難しく、大学等において入学金等を一旦徴収した場合は、入学後に減免が確定した際に、学生等に対して減免相当額を還付することを想定しています。

Q13 入学前に、入学金などを準備する必要がありますが、どのような支援が受けられますか。詳しく教えてください。

A13 文部科学省から、大学等に対して、経済的に困難な状況にある学生等に対する入学金等の納付期限の猶予などを依頼していますので、進学先の大学等が、こうした納付期限の猶予に対応しているか、まずは御確認ください。（国立大学等で納付期限の猶予を行っている例は多数あります。）

こうした猶予措置がないなど、進学前にまとめた資金を用意する必要がある場合は、入学前に受けられる支援についてまとめた、「資料13 入学前支援について」を御覧ください。（大学等においても、資料13に記載の支援について、学生等への周知をお願いします。）

Q14 大学等において、実際の入学金（例：30万円）等と減免上限額（例：25万円）との差額分（例：5万円）であれば、（いずれにしろ納付を求めることになるので、）入学前に納付させることが認められますか。

A14 減免上限額との差額分（例：5万円）についても、制度の趣旨を踏まえると、入学後、減免の対象となることが決定するまで、大学等における徴収を猶予していただくことが望ましいと考えています。

Q15 各大学等において、入学金の納付時期を猶予するため、学生等が入学する前（入学手続き）の段階で、当該学生等が新制度の対象と認められる者（見込）であるかどうか把握したいのですが、どのように確認することになるでしょうか。

A15 給付型奨学金の予約採用に申し込み、認定候補者となった場合、本年末頃（一部の者については1月末頃）までに、その旨及び支援区分について JASSO から本人に通知することを予定しています。大学等においては、本人から当該通知（写）の提出を求めることにより、支援対象者（見込み）であることを把握できると考えます。

なお、給付型奨学金の対象者の支援区分情報は、本人同意のもと、JASSO のシステムを通じて授業料等減免を実施する大学等と連携する仕組み（詳細は授業料等減免事務処理要領（案）を参照）となりますが、当該情報連携は、学生等が進学後 JASSO の定める所要の手続きを行い、支援対象者としての認定を受けた後になります。

1－4．これまでの授業料減免の措置について

Q16 現在、在学している大学等で授業料の減免を受けていますが、今後も引き続き受けられますか。（大学等においては、これまでも授業料等減免に関する国の支援（運営費交付金・私学助成）を受けて、在籍する学生等に対する減免事業を実施してきましたが、今後、この点に関する国の支援はどうなるのでしょうか。今回の新制度の基準とは異なる基準（要件）により、授業料等減免事業を実施していますが、それはやめることになるのでしょうか。）

A16 各大学における授業料減免への公的支援については、現行は各大学等それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われておりますが、新制度の下では、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な世帯の学生等に対し、重点的に行われることになります。

今後、新制度の支援措置に加えてどのような対応を行うかについては、各大学それぞれが検討・判断していくこととなりますが、文部科学省においては、国立大学等の授業料等減免の状況を詳細に把握しつつ、必要な検討を行うこととしています。なお、新制度の対象とならない大学院生等に対する支援については、文部科学省として必要な予算が確保できるよう、今後調整してまいります。

Q17 各大学等において、これまで自己財源で行っていた減免措置は、新制度導入後はどういう扱いになるのでしょうか。

A17 各大学等が自己財源で行っている減免措置の取扱いは、これまで通り各大学等の判断によることとなります。

1－5．各大学等における授業料等の設定、その他について

Q18 今回の新制度に便乗するような授業料の値上げについては、必要に応じて指導・公表等の措置が講じられるとのことですが、どのような場合に授業料「便乗値上げ」と判断されるのでしょうか。

A18 各大学等における授業料等の設定については、各大学等において説明責任を果たしていただくことが重要ですが、例えば、授業料値上げの対象を新制度の対象者に限定するなど今回の制度の導入が念頭にあると認められる場合や、合理的な範囲を超える質の向上を伴わないような値上げの場合には、文部科学省等が当該大学等から理由を聴取し、制度の趣旨に反すると認められる場合には、必要な指導を行うことを検討しています。

Q19 新制度に基づく授業料等減免について、各大学等において学則に規定する必要があるでしょうか。

A19 授業料等減免は、授業料や入学金のような学則への必要記載事項ではありませんが、大学等が学生から徴収する費用としての債権放棄に係る事項であることを鑑みると、各大学等の規程等において、その取扱いを規定したうえで実施することが望ましいと考えています。

Q20 授業料等減免に関する大学等や自治体における事務について、詳細を教えてください。

A20 「授業料等減免事務処理要領（案）」を御確認ください。

2. 給付型奨学金の支援内容

2-1. 給付額について

Q21 具体的な給付額はいくらですか。

A21 【資料1】を御確認ください。

Q22 自宅通学の場合と自宅外通学の場合で、給付額が異なりますが、どのような場合に「自宅外通学」と認められますか。

A22 自宅通学とは、学生等本人が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。自宅外通学とは、これに該当しない状態のことをいい、学生等の居住に係る家賃等が進学又は進級に当たって別途生じていて、生計維持者と同居していないことに妥当性（自宅から通学することによる修学への影響）が認められる場合を想定しています。

自宅・自宅外の別については、大学等進学又は進級後の手続きにおいて申告していただきますが、自宅外通学を選択された場合、そのことに関する証明書類の提出が必要となります。（詳細については、申込者のうち新制度の対象者として認定された学生等に対して、JASSO から案内します）。

Q23 給付型奨学金は、将来、返還する必要はないのですか。

A23 給付型奨学金は、原則、返還の必要はありません。ただし、大学等から退学・3カ月以上の停学の懲戒処分を受けた場合や、進学先の大学等で、学業成績が著しく不良であって傷病や災害などのやむを得ない事情がない場合など、返還が必要となる場合があります。また、偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合にも返還（支援額の最大1.4倍）を求めることがあります。

2-2. 給付型奨学金の申込手続について

Q24 給付型奨学金の申込手続について教えてください。

A24 来年、進学予定の方は、現在在学している高校等（卒業生の場合は、卒業した高校等）を通じて申込みを行うことになります。ただし、高卒認定試験を受験して、大学等に進学する予定の方の申込手続については、JASSO の Web ページを御確認ください。

進学予定の方を対象とした「予約採用」の申込手続の詳細は JASSO から高校等を通じて案内されます。（2020 年度進学予定の方を対象とした予約採用への申込手続は終了しましたが、これに申込みができなかった方も、進学先の大学等で申し込むことができます。）手続の流れは JASSO の Web ページを御確認ください。

現在既に、大学等に在学されている方は、在学している大学等を通じて申込みを行うこととなります。申込期間は本年 11 月ですが、学校ごとに締切日が異なりますので、在学

校に御確認ください。

Q25 来年度に進学予定ですが、給付型奨学金について、高校を通じた予約採用へ申し込もうとしたところ、高校での申込期限が過ぎていました。もう新制度への申込の機会はないのでしょうか。

A25 授業料等減免及び給付型奨学金の新制度については、進学先の学校で申込みことができます。高等学校における予約採用手続きに申込できなかった場合であっても、入学時に、進学先の大学等で申し込むこともできますので、具体的な提出書類や申込期限について、進学先の大学等にお問い合わせください。

なお、給付型奨学金と授業料等減免は同時に支援を受けることができますが、別途の申込が必要です。進学先の学校において、給付型奨学金と授業料等減免の両方にお申込みいただくよう、お願いします。

また、1年次の4月分から支援を受けるためには、進学後すぐに手続きを行う必要がありますので、御留意ください。（進学後すぐに大学等の定める期限内に申請を行った場合には、4月分に遡って支援を受けられます。）

Q26 給付型奨学金の申込手続について、2020年度以降も、2019年度と同様のスケジュールで実施される見込みでしょうか。

A26 2020年度における申込みの受付（対象：2021年度進学予定者及び大学等在学生）等は、2019年度とは異なるスケジュールで実施する予定ですが、具体的にはJASSOにおいて現在検討中であり、2020年春頃までに、各学校を通じてお知らせするとともに、JASSOのWebページにおいて御案内します。

Q27 奨学金について具体的な使途は決まっていますのですか。使途の確認は行われますか。

A27 給付型奨学金は、学生等が学業に専念するために必要な生活費を賄えるようにするために支給するものです。奨学金の使途について個別に具体的な確認をすることは考えていません。

2-3. 現在、給付型奨学金を受けている場合について

Q28 現在、JASSOの給付型奨学金を受けて、大学等に通っているのですが、これはどのような扱いになりますか。通っている大学等が、機関要件を満たさず、新制度の対象とならなかった場合はどうなるのでしょうか。

A28 現在、JASSOの給付型奨学金を受けている方の手続きについても、在学している大学等を通じてJASSOより案内しますので、その案内に沿って本年11月（大学が定める期限まで）に手続を行い、要件を満たすことが確認された場合には、2020年4月から、給付額が拡充される新制度の給付型奨学金に切り替えることができます。

仮に、在学している大学等が今回の新制度の対象とならなかった場合は、これまでの給

付型奨学金を引き続き受けることができます。(ただし、現在受けている給付型奨学金の適格認定において「廃止(打ち切り)」「停止」の処置となった場合は支給を受けられません。)

2-4. 社会的養護を必要とする者について

Q29 「社会的養護を必要とする者」とは、具体的にどのような者が該当しますか。(機構省令第39条関係)

A29 社会的養護を必要とする者とは、満18歳となる日の前日(又は高校卒業時点)(申込時点で18歳になっていない場合は申込時点)において、児童養護施設等(児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)を含む。)に入所していた者、又は里親等(児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者を含む。)のもとで養育されていた者が該当します。

Q30 「児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる者」とは、具体的にどのような場合を想定されていますか。

A30 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等の入所者等)や生活保護世帯出身者のうち、「居住に要する費用につき…支援の必要性がないと認められる」学生等に対する給付型奨学金の支給額は下記の通りです。

【大学、短大、専門学校】国公立：月額33,300円、私立：月額42,500円

【高等専門学校】国公立：月額25,800円、私立：月額35,000円

「居住に要する費用につき…支援の必要性がないと認められる」とは、学生等の居住に係る家賃等が進学に当たって別途生じているという状況にない場合を想定しており、例えば、大学等進学後も引き続き児童養護施設等から通学している場合はこれに該当します。

(また、生活保護世帯出身者のうち、大学等進学後も引き続き生活保護を受けている父母等といっしょに生活している場合も(父母等の生活保護費における住宅扶助は減額されておらず家賃等が別途発生している状況にないため)、これに該当します。)

支援期間中に当該状況に変更が生じたときは、申告していただくことを想定していますが、詳細の手続きについては支援対象者に対してJASSOより御案内します。

なお、「居住に要する費用につき…支援の必要性がないと認められる者」に該当しない場合は、一般の自宅外通学生と同額の支援となります。

3. 他支援との併用等 ～授業料等減免・給付型奨学金共通～

Q31 JASSOが実施している貸与型奨学金(無利子、有利子)は、引き続き、利用できますか。新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用(併給)することは可能でしょうか。

うか。

A31 JASSO の無利子奨学金について、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合、利用できる上限額（最高月額）が減額されます。（減額の考え方は【資料2】を御確認ください）。

有利子奨学金については、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合も、これまで通り利用できます。

Q32 大学や自治体、民間団体などが実施する奨学金や類似の支援を受ける場合も、今回の新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用できますか。

A32 各大学等や自治体、民間団体等による支援については、様々な趣旨目的のもと様々な支援事業が行われており、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用することを、国において一律に制限するものではありません。（ただし、次の Q&A に掲げる場合は、併給調整されます。）併給の扱いについては、各支援事業の実施主体において、その趣旨目的や支援対象に照らして、適切に判断されるものと考えています。（新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用する場合に、その他の支援の対象となるのかどうか、詳しくは、各支援事業の実施主体に御確認ください。）

Q33 職業訓練として大学等に通学するための給付支援を受ける場合も、今回の新制度による授業料等減免や給付型奨学金を利用できますか。

A33 下記については、国の法令に基づく国費による給付的措置であり、支援の趣旨目的や支援対象が重複する事業を整理するため、給付型奨学金との併給が制限されます。（下記の支援を受けている場合、給付型奨学金は支給されませんが、授業料等減免は受けることができます。）

- ・教育訓練支援給付金（雇用保険法）
- ・訓練延長給付（雇用保険法）
- ・技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- ・職業転換給付金（訓練手当）（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）
- ・職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）
- ・高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

Q34 生活保護との関係はどうなりますか。

A34 生活保護制度においては、世帯の子どもが大学等に進学すると、進学者本人は世帯の生活保護からはずれ、本人分の生活保護費が支給されなくなります（世帯分離）が、新制度による授業料等減免や給付型奨学金を申し込み、利用することができます。

4. 支援対象者の範囲・要件（個人要件）～授業料等減免・給付型奨学金 共通～

Q35 既に大学等に入学している在校生も、新制度による支援を受けられますか。

A35 在校生も含めて、2020 年 4 月から支援の対象となります。申込手續については、Q 7 及び Q24 の回答を御確認ください。

4-1. 家計の経済状況（所得・資産）に係る要件について

Q36 所得についての具体的な要件（基準）や対象となる世帯年収の目安を教えてください。

A36 具体的な所得要件（詳細）や対象となる世帯年収の目安については【資料 5】を御確認ください。[JASSO の Web ページ](#)にも、世帯構成別の目安年収の例を掲載しています。また、「[進学資金シミュレーター](#)」の「奨学金選択シミュレーション」を使って、御自身の世帯構成において対象となる年収目安を大まかに調べることも可能です。

Q37 所得要件について、自分が支援対象になるのか知りたいのですが、どのように調べたらよいですか。

A37 JASSO の Web ページ上、「[進学資金シミュレーター](#)」の「奨学金選択シミュレーション」を使って、御自身の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。（給付型奨学金と授業料等減免の要件は同じですので、給付型奨学金の対象になる場合、授業料等減免も対象になります。）

また、「[マイナポータル](#)」を活用して、自分の市町村民税の課税標準額などを調べることもできます。

Q38 所得要件について、どの時点での所得が「住民税非課税」等の判定対象となるのでしょうか。

A38 住民税の課税標準額等については、毎年 6 月に、前年 1 月～12 月の所得を基にした最新の内容が納税者に通知されています。

進学予定の方を対象とした「予約採用」の申込にあたっては、申込を行う前年 1 月～12 月の所得を基にした最新の住民税課税標準額等が、新制度の所得要件の判定対象となります。支援受給期間中は、毎年夏頃に最新の課税標準額等を確認し、その判定結果をその年の 10 月以降の支援額に反映します。

※ N 年 10 月～(N+1)年 9 月の支援額は、(N-1)年 1 月～12 月の所得をもとに判定することになります。

Q39 所得についての具体的な要件（基準）については、そもそも、どのような考え方によりこの額に設定したのでしょうか。このように設定された根拠を教えてください。

A39 今回の新制度における所得の要件は、真に支援の必要な低所得世帯の学生等に限定して支援するという基本的な考え方のもと、他の学校段階において実施されている現行の就

学支援制度を参考にしつつ、非課税世帯に準ずる世帯も含めて全学生の2割程度が対象となること等も踏まえて設定したものです。

Q40 世帯所得には、本人（学生等）の所得も含まれますか。

A40 所得に関しては、本人（学生等）と生計維持者（原則、父母）の合計額により、基準を満たすかどうかを判定します。本人に所得があつて市町村民税を課税される場合（※）は、所得の判定に影響するため、本人の課税証明書等を提出する必要があります。

（※）本人（未成年）の年収が額面で200万円（成年の場合には額面で100万円）を超えるような場合は、市町村民税を課税されることがあります。

Q41 生計維持者が海外に居住していて、住民税が課税されていない場合の所得の考え方や提出が必要な書類について教えてください。（機構省令第40条、施行規則第19条関係）

A41 こうした場合の取扱いについては、JASSOのWebページ「生計維持者が海外に居住している場合」で御案内しています。

Q42 資産についての具体的な要件（基準）と、資産の対象範囲を教えてください。また、資産に関する証明書類等も提出する必要がありますか。

A42 具対的な要件（基準）と資産の対象範囲については、【資料4】の該当箇所を御確認ください。

銀行口座の写しなど証明書類の提出は求めませんが、虚偽申告がないことについて書面で誓約していただくことになります。虚偽や不正が判明した場合には、支給額の返還に加えて、JASSOはその4割の額の納付を求めることができます。

Q43 所得や資産に関する要件の確認は、誰が行うのでしょうか。

A43 給付型奨学金の申込者が、所得の要件を満たしているのか、申込者から提出されたマイナンバーを活用してJASSOが市町村民税の課税状況などの情報を確認しますので、申込者本人とその生計維持者（原則、父母）のマイナンバー関係書類をJASSOに送付する必要があります。資産についても、JASSOに申告する必要があります。

給付型奨学金と授業料等減免を受けるための要件は同一であるため、授業料等減免の申込者については、給付型奨学金の対象者として認定されていることをもって、授業料減免の対象者の認定を受けられますので、大学等において重ねて所得や資産を確認する必要はありません。給付型奨学金の支援区分等の情報は、本人の同意のもと、JASSOのシステムを通じて授業料等減免を実施する大学等と連携する仕組みになります。

4-2. 大学等への進学後に家計の経済状況が変わった場合について

Q44 家計の状況は、入学後、大学等在学中に変動すること考えられますが、いつの時点で確認するのでしょうか。

A44 新制度の支援を受けている者について、家計の経済状況の基準を満たしているか、JASSO が毎年、夏頃にマイナンバーを活用して最新の市町村民税の課税状況を確認し、必要に応じて支援区分（支援額）の見直しを行います。支援区分（支援額）については、本人にあらかじめ通知されます。この情報は、本人の同意のもと、授業料等減免の事務において活用し、給付型奨学金の支援区分の見直しと同時に、授業料減免の支援区分の見直しを行います。

Q45 入学後に家計が苦しくなった場合、後から申し込むことは可能ですか。

A45 入学後に申し込むことも可能です。災害や生計維持者（父母等）の死亡などの予期できない事情があって家計が急変した場合には、随時、申込みを受け付け、急変後の所得に基づいて要件を満たすかどうかを判定し、支援対象とする予定です。家計が急変した学生等への支援に関する大学等の事務に関しては、「授業料等減免事務処理要領（案）」を御確認ください。

Q46 家計急変については、どのような書類で、どのように手続を進めることとなるのでしょうか。

A46 予期できない事由で家計が急変した学生等について、特例的に随時申込を受け付ける制度となるため、災害や生計維持者の死亡等、予期できない事由が発生したことを証明する書類の提出を求めることとなります。また、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合に支援を行う仕組みとなるため、給与明細など家計急変後の収入の状況を証明する書類も必要となります。具体的な手続については、大学等を通じて案内することとなります。（大学等の事務担当者におかれては、「授業料等減免事務処理要領（案）」及び JASSO からの案内を御確認の上、学生等の相談に応じていただけるよう、お願いします。）

4-3. 「生計を維持する者」の考え方について

Q47 生計維持者には誰が含まれますか。

A47 学生等の「生計維持者」は、父母がいる場合は父母となります。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、本人の所得や資産を確認の上、支援区分を決定することになります。

「生計維持者」の考え方については、JASSO の Web ページに「生計維持者に係る Q&A」を掲載していますので、御確認ください。

Q48 父母の離婚等により、家族構成が変更となった場合の取扱いについて、教えてください。

A48 父母が離婚した場合など、個別のケースに関する「生計維持者」の考え方については、JASSO の Web ページに「生計維持者に係る Q&A」を掲載していますので、御確認ください。

支援期間中に、家族構成が変更となった場合の手続きについては、支援対象となった学生等に対して、JASSO 等より、具体的な手続きをご案内します。

4－4．学業成績・学修意欲に関する要件（予約採用の申込時点）について

Q49 学業成績や学修意欲に関する具体的な要件（基準）を教えてください。また、支援を受けられる人数に制限などはあるのでしょうか。

A49 具体的な要件（基準）は、【資料4】を御確認ください。これまでの給付型奨学金のような、高校ごとの推薦枠（人数の上限）はありませんので、要件を満たす学生等は、人数制限なく、支援の対象となります。

Q50 機構省令には、申請者の選考基準の一つとして「高等学校等における学修の状況が概ね十分満足できるものと総括的に評価されること」とありますが、具体的にはどのような水準を想定していますか。

A50 具体的には、高校の指導要録における各教科、科目等の評定の平均が3.5以上（高校以外の場合であって評定平均値を算出できない場合には、これに準ずる成績（概ね平均水準以上））であることを指します。（「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（高等学校等向け）」をご参照ください。）

Q51 予約採用について、高校がレポートや面談による学修意欲の確認を実施するとされていますが、具体的にはどのようなことを確認するのでしょうか。

A51 各高校等においては、進学目的（進学後の将来の展望を含む。）及び進学後の学修継続の意志について確認いただきます。確認に当たっての基本的な考え方や方法、観点などについては学修意欲等の確認の手引き（高等学校等向け）を御参照ください。

Q52 授業料等減免の申込みにおいて、大学等の入学時に改めて高校等の成績や学修意欲の確認が行われるのでしょうか。

A52 授業料等減免の申込者については、JASSO から給付型奨学金の対象として認定されていることをもって、授業料等減免の対象者として認定することができますので、大学等において重ねて同じ要件に関することを確認する必要はありません。

4－5．学業成績・学修意欲に関する要件（在学採用の申込時点（1 年次））について

Q53 既に大学等に在学している学生等（大学等 1 年次）の採用（在学採用）における、学業成績・学修意欲に関する基準はどのようなもののでしょうか。

A53 大学等の 1 年次の在学採用では、学業成績・学修意欲に関する基準として次のいずれかを満たすことが必要となります。

- ① 高校の評定平均値が 3.5 以上（高校以外の場合であって評定平均値を算出できない場合には、これに準ずる成績（概ね平均水準以上））であること
- ② 入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以上であること
- ③ 高卒認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

Q54 既に大学等に在学している学生等（大学等 1 年次）の採用（在学採用）において、「入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以上」であることが一つの基準となっていますが、大学等において、受験者ではなく入学者を母集団とした順位付けはこれまで行っていない場合であっても、新制度の実施のために入学者を母集団とした順位付けを行う必要があるのでしょうか。

A54 進学前の評定平均値が算出できない場合であって、入学試験の成績により学修意欲等を確認する場合には、受験者ではなく、入学者を母集団として上位 1/2 であるか否かを大学等において判定いただくことになります。これにより難しい場合には、これに代わるものとして、大学等において、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認すること等によって要件を満たすか確認することも可能です。

Q55 「入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以上」の指標について、入学者の母集団は、当該年度の入学者全員となるのでしょうか、授業料等減免の対象となる学生等が受験した入学試験区分（推薦、A0、一般）ごとの入学者となるのでしょうか。

A55 異なる複数の区分により入学試験を実施している場合であって、その区分間で比較することができない場合には、大学等において、試験区分ごとに母集団を設定して差し支えありません。ただし、例えば入学試験において合否のいずれかのみで入学者を選抜し、順位の判定ができない試験区分にあっては、他の基準（高校の評定平均値、学修意欲の確認等）により確認を行うことになります。なお、大学等においては、公平性の確保には十分に留意いただく必要があります。

Q56 「入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以上」の指標について、入試ごとに筆記試験の有無や評定平均の勘案の有無等の違いがあり、志願者数の多寡や志願倍率の高低にも差がありますが、「上位 1/2」とはどのように判定されるのでしょうか。

A56 異なる複数の区分により入学試験を実施している場合であって、その区分間で比較することができない場合には、大学等において、試験区分ごとに母集団を設定して差し支えありません。なお、公平性の確保には十分に留意いただく必要があります。

Q57 「学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること」が基準の一つになっていますが、「学修計画書」とは、具体的にどのようなものですか。

A57 「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（大学等向け）」を御確認ください。

4－6．学業成績・学修意欲に関する要件（在学採用の申込時点（2 年次以上））について

Q58 既に大学等に在学している学生等（大学等 2 年次以上）の採用（在学採用）の要件の一つとして、「在学する大学等における学業成績について、G P A（平均成績）等が上位 1 / 2 以上であること」との基準がありますが、その母集団はどのように設定されるのでしょうか。

A58 基本的に、学部、学科又は課程（これらに準ずる組織（コース等）を含みます。）等ごと、学年ごとに母集団を設定することを想定していますが、

- ・極端に母集団が少なくなってしまう場合や、
- ・通信課程など個々の学生によって単位修得の進行が異なる場合、
- ・実質的に複数の学年の者を同一集団として設定している場合

なども考えられることから、各学生の履修科目の平均成績を相対的に比較して各学生の順位を把握することが適切であると大学等が判断する組織を母集団とする（各学生の相対順位を把握する上でどのような母集団が適切であるかは各大学等において判断する）こととなります。

Q59 「在学する大学等における学業成績について、G P A（平均成績）等が上位 1 / 2 以上であること」との基準については、これを満たしていなければ、支援対象にはなり得ないということでしょうか。

A59 前年度までの学業成績について、G P A（平均成績）等が上位 1 / 2 に満たない場合には、次の①及び②いずれにも該当することを要件とします。

①修得単位数（単位時間数）が標準単位数以上であること

②学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ただし、これに該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準【資料 10】において「廃止」に該当する場合には、支援対象者として認定されません。

4－7．国籍・在留資格に関する要件について

Q60 国籍・在留資格に関する要件について、教えてください。

A60 【資料 6】に示す通り、日本国籍を有しない場合であっても一定の在留資格等に関する要件を満たす場合は、新制度の支援対象となります（JASSO の貸与型奨学金も同様の取扱いです）。

Q61 在留資格が「定住者」である者については、永住の意思が認められることが支援対象の要件として設定されていますが、どのように確認されるのでしょうか。

A61 申請時に申請者本人に確認し、その旨を申告いただきます。

Q62 留学生は新制度の支援対象になりますか。

A62 留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については、国費外国人留学生制度等により別途支援しており、今回の支援措置の対象にはなりません。

Q63 外国籍で、在留資格が「家族滞在」である場合には、支援の対象となりますか。

A63 「家族滞在」の在留資格の方については、日本国内に長く滞在することが必ずしも見通せないため、支援の対象とはしていません。

一方で、「家族滞在」の方が在留資格を「留学」に切り替えることで、大学等の判断により、留学生を対象とした給付型奨学金や授業料減免などの支援の対象となる場合があります。

4－8．大学等に進学するまでの期間（高卒２年以内等）に関する要件について

Q64 高校既卒者や高卒認定試験を受けて大学等に進学する場合は対象になりますか。年齢に関する要件等はあるのでしょうか。

A64 具体的には、【資料 7】をご参照ください。高校既卒者や高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとしている（又は進学した）者については、次のような方が支援の対象となります。

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日が２年を経過していない者（例えば、2018 年 3 月に高校を卒業した場合、2020 年度中に進学した者は対象となりますが、2021 年 4 月以降に進学した者は対象外です。）
- ② 高卒認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が５年を経過していない者（５年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として JASSO が認める者を含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が２年を経過していないもの（例えば、2013 年 4 月に高卒認定試験受験資格を取得し、2017 年 11 月に当該試験に合格して、2020 年度中に進学した者は対象となります。）
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学が認められた者については、20 歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学したもの

Q65 「高校等を卒業後２年以内」との要件について、どの時点からどの時点までを２年とするのか、詳細を教えてください。「高校等」には何が含まれますか。

A65 具体的には、

予約採用の場合：高校等を初めて卒業又は修了した年度の末日から、支援の申請する日までの期間

在学採用の場合：高校等を初めて卒業又は修了した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間

が、それぞれ2年を経過していない者が選考の対象となります。(例えば、2018年3月に高校を卒業した場合、2020年度中に進学した者は対象となりますが、2021年4月以降に進学した者は対象外です。)

また、ここで言う「高校等」は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年)又は専修学校の高等課程(修業年限が3年以上)を指します。

なお、ここでいう「確認大学等」とは、支援対象となる大学等の要件(機関要件)を満たしていることの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を言い、確認大学等の在学生であって個人要件を満たすものが支援の対象となります。

Q66 病気等のやむを得ない事情によって高校等を卒業後2年以内の進学がかなわなかった場合についての特例は認められますか。

A66 短期大学や2年制の専門学校を卒業した者では20歳以上で就労し、一定の稼得能力がある者がいることを踏まえ、こうした者とのバランス等を考慮して、高校等卒業後2年以内との要件を設定しているものであり、この期間を延長する特例を設けることは予定していません。

Q67 高校卒業後、2年制の専修学校の高等課程に通った後、専修学校の専門課程に進学したのですが、この場合、専修学校の専門課程では支援の対象になることができるでしょうか。

A67 この場合も、初めて高校を卒業した後2年以内に、対象機関の確認を受けた専修学校の専門課程への入学が認められ、進学した者であれば、支援の対象となることができます。(高校を卒業してから専修学校の専門課程に入学するまでの期間が3年を超える場合には、専修学校の専門課程で支援を受けることはできません。)

なお、専修学校の高等課程は高等教育機関ではないため、支援の対象にはなりません。

Q68 高校に相当する海外の学校から大学等へ進学した場合でも、支援の対象となるでしょうか。

A68 外国の学校教育の課程や在外教育施設の課程を修了した者等であっても、学校教育法施行規則第150条第1号、第2号又は第4号に該当する者となった年度の翌年度の末日から、対象機関としての確認を受けた大学等に入学した日までの期間が2年以内であれば、大学進学後に支援の申請をすることができます。

4-9. その他、対象学生等の認定に関する要件について

Q69 大学院生は新制度の支援対象になりますか。

A69 大学院生は対象になりません。(大学院への進学は18歳人口の5.5%に留まっており、短期大学や2年制の専門学校を卒業した者では20歳以上で就労し、一定の稼得能力があ

る者がいることを踏まえれば、こうした者とのバランスを考える必要があること等の理由から、このような取扱いをしているものです。)

Q70 大学院生は新制度の支援対象とならないとのことですが、大学院生への現在の経済的支援が新制度により影響することはありませんか。

A70 大学院生への経済的支援については、現在、無利子奨学金貸与者について、特に優れた業績を挙げた者を対象として、全部又は一部の返還免除を行っており、平成 30 年度実績では、無利子奨学金貸与者の約 3 割である約 7,800 名に実施しています。(こうした支援措置は学部段階にはありません。)

さらに、平成 30 年度からは、博士(後期)課程に進学して無利子奨学金の貸与を受けた者については、全額及び半額免除対象者数を拡充しています。

また、授業料減免については、国立大学は国立大学法人運営費交付金、公立大学は地方交付税、私立大学は私学助成により措置されています。

今回の新制度は、こうした大学院生に対する支援を縮小するものではありません。文部科学省としては、大学院生への経済的支援について、必要な予算が確保できるよう、今後調整してまいります。

Q71 機構省令(第 23 条の 4)では「認定候補者が学生等たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生としての認定を行わないことができる」旨規定されていますが、「学生等たるにふさわしくない行為」とは、具体的にどのような行為ですか。

A71 重大な違法行為や、懲戒による 3 ヶ月以上の停学処分の対象となり得るような行為を想定しており、こうした行為があった場合には、予約採用において採用候補者(認定候補者)となった場合であっても、支援対象者としての認定を行わないことができる旨を規定したものです。

Q72 授業料減免の対象者と給付型奨学金の対象者とは一致するのでしょうか。

A72 機関要件の確認を受けた大学等は、対象者の要件を満たす学生等に対し、定められた上限額まで減免を行う義務が課せられます。授業料減免と給付型奨学金の要件は一致します。

Q73 そもそも、給付型奨学金と授業料減免の対象者の要件が同じになるのであれば、なぜ別個の申込をする必要があるのでしょうか。二重の事務ではないですか。

A73 給付型奨学金については JASSO が実施し、学生個人に直接支給するものですが、授業料減免は大学等の機関が実施し、減免に要する費用を国又は地方公共団体が補助するものです。このように両者は別の仕組みですので、別個の申込を行っていただくことになります。

4 - 10. 支援期間について

Q74 在学中はずっと支援を受けられるのでしょうか。

A74 支援期間の上限は、原則、支援対象の学生等がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間となります。

大学等における正規の手続きによる休学の期間については、修業年限として通算されないこととなっているため、例えば4年制の大学で2年次の1年間を休学した場合、その1年間を除いて4年間分の支援が受けられます。一方、同じく4年制の大学で、休学以外の理由により支援の停止・再開となった場合は、当該停止期間も含めて、4年間分の支援となります。（停止期間中の支援額は0円ですので、実質的に支援を受けられる期間は短くなります。）

（参考）修業年限については、学校教育法等において、下記の通り、規定されています。

大学：4年（医学・歯学・薬学の一部、獣医学に関する課程については6年）

短大：2年又は3年

高専：5年（商船に関する学科は5.5年）（※第1～3学年は、新制度の支援対象から除かれます。）

専門学校：1年以上

短大・専門学校の専攻科：1年以上

Q75 支援期間が、在学する大学等での学生等の修業年限より短くなるケースはありますか。具体的に教えてください。

A75 短大や高専の認定専攻科であって学校の定める修業年限が2年を超える場合、専門学校であって学校の定める修業年限が4年を超える場合は、それぞれの支援期間は最大2年、最大4年となります。

また、転入学・編入学等の場合の支援期間の上限は、通算最大6年までとなっていますので、例えば、A 専門学校（歯科技工）の2年次修了後にB 大学（歯学部）の2年次に編入学した場合、支援対象となるのはA 専門学校1～2年次及びB 大学2～5年次となり、B 大学6年次は学生等の修業年限の期間に含まれていても支援対象となりません。【機構省令第42条、施行規則第20条関係】

Q76 大学や短大、高専の専攻科に続けて進学した場合は、支援の対象になるのでしょうか。

A76 短大や高専の専攻科については、（独）大学改革支援・学位授与機構（以下、「学位授与機構」という。）の認定を受けている場合、支援の対象となります。

なお、大学の専攻科及び学位授与機構の認定を受けていない短大・高専の専攻科については、設置基準等もなく、運営は各大学等の裁量に委ねられていることから、支援の対象となりません。（ただし、貸与型奨学金については利用できます。）

Q77 大学や短大、高専の別科に続けて進学した場合は、支援の対象になるのでしょうか。

A77 別科については、支援の対象とはなりません。（ただし、貸与型奨学金については、

JASSO が認める別科については利用できます。)

Q78 転学・編入学の場合も続けて支援を受けられますか。この場合、何年間支援を受けられますか。

A78 転学・編入学をした場合は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長できます。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とします。)なお、転学・編入学前の大学等に在学しなくなってから、他の大学等に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合(例えば、2022年3月に短大を修了した者が、1年間の空白期間を経て2023年4月に大学の3年次に編入学する場合)は、新制度の対象外となります。

Q79 最長6年間の支援が受けられるのは、具体的にどのようなケースですか。同一学校内での転学部・転学科の場合にも同様の扱いでしょうか。

A79 具体的な事例を【資料9】に示しています。同一学校内での転学部・転学科の場合も同様の扱いとなります。

Q80 転学部・転学科として延長が認められないケースがあれば教えてください。(最終学年の途中で、より修学年限の長い学科に転学する場合等の扱い)

A80 転学部・転学科等をする場合であっても、次に該当する場合は、支援の対象とはなりません。

- ・ 支援期間が通算で6年(72月)を超える場合
- ・ 一度大学等の課程を修了し、卒業した後に学士入学等をした場合
- ・ 単に同様のカリキュラムを繰り返す場合

なお、ここで言う転学部・転学科とは、ある課程において各年次あるいは各学期ごとに設定され取得した単位を引き継いだ上で、異なるカリキュラムを持つ課程の途中の年次に入学することを想定しており、例えば、最終学年の学期の途中で、同様の教育内容の課程に異動するような場合は、支援の継続が認められる転学部・転学科として想定していません。

Q81 休学中の支援措置の扱いを教えてください。休学を認めるかどうかの判断は、大学等の独自基準でよいのでしょうか。

A81 大学等から休学を認められた場合は、その間、支援を停止し、復学時に学生等からの申出に基づき、支援を再開することとなります。休学を認める判断は、大学等の独自の基準となります。

4－11. 支援期間中の要件(打切り(廃止)・停止・警告)について

Q82 どのような場合に支援が打ち切られるのですか。

A82 【資料10】を御確認ください。

Q83 支援の打ち切りや警告の基準に一つでも該当すれば支援が受けられなくなったり、警告を受けたりするのですか。

A83 そのとおりです。

Q84 「警告」の基準に連続で該当すれば、支援の打ち切りとなりますが、1年次に「警告」を受けた学生が、2年次に休学し、復学後に再度の警告を受けた場合、連続して警告を受けたこととなる（支援の打ち切りとなる）のでしょうか。

A84 一度目の「警告」を受けた次の適格認定において再度の「警告」を受けた場合には、支援の打ち切りの対象となります。

Q85 「停止」について、具体的にどの程度の期間、停止されるのでしょうか。

A85 「停止」の事由に該当する場合には、支援対象者としての認定の効力を停止し、これが解除されるまでの期間、支援は中断（支援額が0円）となります。具体的には、停止の事由に応じて、下表の通り、停止されます。

「停止」の事由	停止の時期（始期）	停止の解除の時期（終期）
休学	休学したとき	復学したとき
	※ 休学期間は修業年限に通算されないため、例えば大学生（6年制の課程を除く。）の場合、当該休学期間を除いて、4年間分の支援が受けられます。	
訓告又は停学（1カ月以内）の懲戒処分	当該懲戒処分を受けたとき	認定効力の停止から1か月経過したとき
停学（1カ月超～3カ月未満）の懲戒処分	当該停学処分を受けたとき	停学の期間を経過したとき
収入額・資産額に係る適格認定での判定の結果、要件を満たさなくなった場合	判定の結果、要件を満たさなくなったとき	判定の結果、要件を再び満たすこととなったとき
	※ いずれの場合も判定の結果に基づき10月分から反映	
日本国籍を有さず、所定の在留資格等を有しなくなった場合	所定の在留資格等を有しなくなった場合	日本国籍又は所定の在留資格等を有することとなったとき
継続願の未提出	継続願を提出しなかったとき	継続願を提出したとき
各種届出をしなかった場合	各種届出を行わなかったとき	各種届出を行ったとき
本人の申出	停止について本人の申出があったとき	停止の解除について本人の申出があったとき

Q86 「停止」の事由に該当し、支援が中断された期間については、学生等から大学等に対して、授業料を納付することになるのでしょうか。

A86 停止の期間中については、原則として、大学等において、当該学生等から授業料を徴収することになると考えています。（停止されている期間の、大学等に対する授業料減免のための経費は措置されません。）

Q87 「停止」と授業料等減免の関係について、減免は半期ごと（前期・後期）に行われますが、例えば停止期間が1か月の場合、減免額はどのように算定されるのでしょうか。大学等においては、どのような手続きが必要になるのですか。

A87 「停止」に該当する期間に相当する減免額については、月単位で処理することを想定しています。大学等においては、該当する費用について、年度終了後の額の確定の際に処理することとなりますが、具体的な取扱いについては、「授業料等減免事務処理要領(案)」を御確認ください。

Q88 「停止」の期間中、学業成績・学修意欲に関する要件の確認（適格認定）は、どのように行うのでしょうか。

A88 学業成績・学修意欲に関する適格認定については、停止の事由に応じて、下表の通り、実施します。

「停止」の事由	停止期間中の学業成績・学修意欲に関する適格認定
休学	（当該学生等について、その適格認定を実施する年度の全部又は一部の成績判定がなされている場合） ⇒ 当該期間について、適格認定を実施する。 （例えば、1年間全ての期間を休学する場合など年間を通じて成績判定がなされない場合） ⇒ 当該学年について、適格認定を実施しない。
休学以外の事由	通常どおり、学年ごと（2年制以下の課程の場合は半期ごと）に、適格認定を実施する。

Q89 支援の打ち切り等の事由が、月の途中で生じた場合、支援額は日割り計算されることになるのでしょうか。

A89 支援の停止や打ち切りは、月単位で行うこととしており、支援額を日割りで計算することは想定していません。

Q90 支援の打ち切りや警告の決定は誰が行うのですか。

A90 授業料減免については大学等が、給付型奨学金については JASSO がそれぞれ行います。支援対象者が学業成績・学修意欲に関する基準に適合するかどうかについては、大学

等が判定した上で JASSO へ情報提供され、JASSO はこの情報に基づき打切りや警告を行います。

Q91 毎年度の学生等の学業成績や学修意欲の確認は、大学等が行うのですか。

A91 個々の学生等の学業成績や学修意欲の確認は、大学等において行っていただくものです。

Q92 支援期間中の学業要件の確認について、2 年制以下の短大や専門学校では前期末にも確認するというのですが、3 学期制の場合は、1 学期分のみでよいのでしょうか。2 学期分と 3 学期分を後期分の確認とするのでしょうか。

A92 毎年度、夏頃の確認では既に確定している 1 学期の分を、年度末には 2・3 学期分を確認していただくことになります。

Q93 支援期間中の学業要件の確認について、2 年制以下の短大や専門学校では前期末にも確認するというのですが、大学等において前期の成績が確定するのは 10 月以降となり、10 月からの認定に反映させるのが困難な場合、どのような取扱いとなるのでしょうか。

A93 このような場合、当該年度の前期の適格認定においては、前期で確認できる成績により判定することとなります。例えば、前期の GPA（平均成績）等や単位修得の確定が 10 月以降であって前期の適格認定までの確認ができないなど、学修意欲（出席率など）でしか確認できない場合には、該当するかを確認できる基準により判定して差し支えありません。

この場合、学年末の適格認定では、1 年間の成績により単位取得状況や GPA 等の基準に関する判定をすることになります。

4－12. 適格認定（学業成績・学修意欲）における単位修得の基準について

Q94 修業年限で卒業できないことが確定したかどうかは、国が基準を定めるのではなく、各大学等における基準で判断されるのでしょうか。

A94 そのとおりです。大学等においては、どのような場合に修業年限で卒業できないことが確定するのか、あらかじめ明確にしておく必要があります。

Q95 「修業年限で卒業できないことが確定した」場合には支援が打ち切られるとのことですが、休学により卒業時期が延びた場合には、どのように扱われるのでしょうか。

A95 正規の手続きを経て在学学校から認められた「休学」をする場合には、打ち切りの要件としての「修業年限で卒業できないことが確定」したものとは見なされず、復学後、支援が再開されることになります。

Q96 学業成績に関する要件のうち、単位修得に係る要件の分母となる「標準単位数」は、

大学等が独自に設定したものになるのでしょうか。

A96 ここで言う「標準単位数」とは、各大学等が卒業又は修了の要件として定める単位数（単位制によらない専門学校については時間数）を修業年限で除した数に、当該学生の在学年数を乗ずることにより算出した単位数とします。

例えば、4年制の大学（修業年限4年）で、卒業の要件となる単位数が124単位である場合には、

【1年次】 $124 \text{ 単位} \div 4 \text{ 年 (修業年限)} \times 1 \text{ 年次} = 31 \text{ 単位 (標準単位数)}$

【2年次】 $124 \text{ 単位} \div 4 \text{ 年 (修業年限)} \times 2 \text{ 年次} = 62 \text{ 単位 (標準単位数)}$

【3年次】 $124 \text{ 単位} \div 4 \text{ 年 (修業年限)} \times 3 \text{ 年次} = 93 \text{ 単位 (標準単位数)}$

【4年次】 $124 \text{ 単位} \div 4 \text{ 年 (修業年限)} \times 4 \text{ 年次} = 124 \text{ 単位 (標準単位数)}$

となります。

Q97 「修得単位数が標準単位数の6割以下」で「警告」との基準がありますが、6割以下の単位修得では在学する大学等の進級要件を満たさないという場合は、「警告」を経ずに「打ち切り（廃止）」になるのでしょうか。

A97 各大学等が定める進級要件を満たさずに、修業年限で卒業できないことが確定した場合には、支援が打ち切られることとなります。（「警告」の要件と「打ち切り（廃止）」の要件との双方に該当する場合には、支援を打ち切ることとなります。）

Q98 例えば医学部などにおいて、1～2単位落としただけでも留年となるなど、進級要件が相対的に厳しい場合がありますが、こうした場合も新制度では打ち切りに該当するのでしょうか。

A98 そのような場合であっても、修業年限で卒業できないことが確定した場合には、支援を打ち切ることとなります。

4－13. 適格認定（学業成績・学修意欲）における出席率等の基準について

Q99 支援打ち切りの基準に、「出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判断した者」とありますが、出席率を管理していない大学等もあるのではないのでしょうか。「出席率」に代えて、「GPA」を指標とすることも認められますか。

A99 「出席率が5割以下」というのは、学修意欲を欠き、公費による支援をするのにふさわしくない水準として、あくまで一例として示したものです。

大学等においては、例えば、課題の提出状況や授業外での学修（いわゆる予習・復習）状況などを勘案して、5割しか出席していないのと同程度に学修意欲が低いと考えられる場合には、支援を打ち切っていただくこととなります。ただし、GPA（平均成績）等の客観的な学業成績に関する要件については、この学修意欲に関する基準とは別途設定されていることから、「出席率」に代えてGPA（平均成績）等をもって学修意欲を判定することは想定していません。

Q100 学修意欲を測るための出席率の算出方法は、大学等が独自に設定したものになるのでしょうか。

A100 学修意欲の判定方法は大学等で設定していただくことになります。出席率はあくまでも例ですが、出席率のみで測定するのであれば、支援の打切りは5割、警告は8割を基準とする必要があります。

4 - 14. 適格認定（学業成績・学修意欲）における GPA 等の基準について

Q101 GPA以外の客観的指標としてどのようなものがあるのですか。

A101 例えば、各授業科目の試験の合計の平均点が考えられます。

Q102 GPA等の基準に関する判断は、単年の学業成績をもって行われるのでしょうか。それとも入学してからの累積の成績により判断されるのでしょうか。

A102 仮に、入学時からの累積の成績で判定することとした場合、前年度の成績が悪かった場合、その次の年度に努力して成績が大幅に向上した場合であっても、累積では下位4分の1に属し、支援の打切りになってしまうようなケースも想定されることから、単年度の成績により判定する方法が適当と考えています。

Q103 GPA下位4分の1の母集団はどの様に設定されるのでしょうか。特に通信課程において、母集団はどのように設定されますか。

A103 基本的に、学部、学科又は課程（これらに準ずる組織（コース等）を含みます。）等ごと、学年ごとに母集団を設定することを想定していますが、

- ・極端に母集団が少なくなってしまう場合や、
- ・通信課程など個々の学生によって単位修得の進行が異なる場合、
- ・実質的に複数の学年の者を同一集団として設定している場合

なども考えられることから、各学生の履修科目の平均成績を相対的に比較して各学生の順位を把握することが適切であると大学等が判断する組織を母集団とする（各学生の相対順位を把握する上でどのような母集団が適切であるかは各大学等において判断する）こととなります。

Q104 GPA等の客観的指標について、在学採用においても、支援開始後の適格認定においても、基準の一つとなっていますが、採用及び適格認定において、いつの時点での成績で判定されることになるのでしょうか。

A104 在学採用においては前学年までの、適格認定においては基本的に当該学年1年間（2年制以下の場合は半期）のGPA（平均成績）等により、大学等において判定いただくことを想定しています。

Q105 GPA等の客観的指標が、学部等で下位4分の1との基準について、同順位に複数名がいる場合は、「下位4分の1」にどの範囲まで含まれるのでしょうか。

A105 下位4分の1のライン上に複数の者が並んでいる場合、これらの者は上位4分の3にも属していることになるため、当該者は「下位4分の1」として「警告」の対象となりません。

例えば、12人の課程（下位4分の1は3人）に、上位7番目の者が4人いるような場合には、下位3人目の成績に相当する者が4人いますが、この場合には、当該4人は警告の対象とはせず、下位2人を警告の対象とすることになります。

Q106 GPA等の客観的指標が、学部等で下位4分の1に属する場合でも、「斟酌すべきやむを得ない事情」がある場合は特例措置を検討するとのことですが、それは具体的にはどのような内容でしょうか。また、その判断は誰が行うのでしょうか。そして、該当する場合、どのような特例となるのでしょうか。

A106 文部科学省の専門家会議において、例えば、国家資格の合格率の高い専門学校を念頭に、学生全体の質が高く、資格取得に至るほどの学修成果を挙げていても、相対的に下位4分の1に属してしまう場合がある場合には配慮が必要ではないかとの指摘があったところです。

「斟酌すべきやむを得ない事情」がある場合の特例措置の具体的な内容は、引き続き検討してまいります。

Q107 「斟酌すべきやむを得ない事情」がある場合の特例措置に関する具体的な内容については、いつ頃示される見込みでしょうか。

A107 当該事項を規定する省令は、遅くとも本年度中に制定・公布される見込みですが、制度の円滑な実施に向けた関係機関への周知も必要なことから、省令制定より早い時期に具体的な検討内容の周知を図ることにしています。

Q108 GPA等の客観的指標について、海外で履修した分の成績も含むのでしょうか。一般的に海外履修分のGPAは低くなる傾向にあり、これを含むこととするとフェアでなくなる可能性があるのではないのでしょうか。

A108 協定等による交換留学により、留学先の学校で取得した単位について国内に在籍する大学等で読み替えが認められている場合、適格認定において確認するGPAにこれを算入することも考えられますが、GPAは各大学等がそれぞれ判断により独自に設定するものであり、基本的に海外履修分の成績をGPA算出の際にどのように考慮するか大学等の判断によるものとします。ただし、その設定に当たっては、制度の趣旨等を踏まえた上で、客観的かつ公正なものである必要がある点にご留意ください。

Q109 GPA等の客観的指標に関する判定について、留学生を母集団に含むのかどうかという点については、各大学等の判断で行われるのでしょうか。

A109 GPA等の客観的指標に関する判定の際、母集団の中から一定の属性の集団を除外することは想定しておらず、同一の基準により GPA等を判定している者であれば、下位4分の1を判定する際の母集団にも含めていただくことになります。

Q110 例えば、医学系の大学で5年次は全て実習である場合等、ある学年ではGPAに算入する科目が存在しない年次がある課程があるのですが、この場合、いつの期間のGPAを見て判定されるのでしょうか。

A110 GPA等による「警告」は、「下位4分の1の範囲に属する」か否かを判定することにより行うこととなりますが、その学年のGPA等について、正当な理由により判定されない場合は、「下位4分の1の範囲に属する」か否かの判定はできませんので、この場合修得した単位数や学修意欲により適格認定を実施して差し支えありません。

Q111 GPA等に関する要件で連続して「警告」を受けたことにより「廃止」となり一旦、支援を打ち切られた学生が、その後、当該学生が学校に対して申立てを行なったことにより成績が変更になり、その変更後の成績が「警告」に該当しなかった場合、どのような取扱いをすることになるのでしょうか。

A111 適格認定は、正しい成績等に基づき適切に運用されるべきものですので、そのような場合には、当該「警告」を受けていなかったものとして支援されることになります。

4-16. 懲戒処分と支援の打ち切り等との関係について

Q112 退学・停学等の処分は、従来通り、大学等の裁量で行われますか。

A112 そのとおりです。

Q113 無期限の停学処分の場合は、支援の「打ち切り（廃止）」となるとのことですが、3ヶ月未満の停学処分となる見込みであるものの単に期限が確定していない処分の場合であっても、当該処分を受けた時点で、支援は打ち切られるのでしょうか。

A113 「打ち切り」となる無期停学は、あくまで、その期間が3ヶ月以上に相当する処分となる停学を想定しています。したがって、単に処分の期間を定めず、当該学生の態度等を踏まえ、後に3ヶ月未満の処分とすることを確定する場合にあっては、停学期間が確定するまでの支援を留保した上で、処分期間の確定後に、当該確定期間をもって支援の「停止」又は「打ち切り」を決定することになります。

Q114 懲戒の処分としてではない、自主的な退学等による「除籍」の場合は、返還を求められることになるのでしょうか。

A114 実質的に学校教育法施行規則第26条第2項に規定する懲戒としてなされる退学の処分であれば、返還を求めることとなりますが、これに該当しない自主的な退学の場合は、それをもって返還を求めるということはありません。ただし、例えば、自主的な退学の前

に授業への出席の実態がなく、著しく成績が悪かったなどの場合には、学業成績・学修意欲の観点から返還を求めることとなる場合があります。

4－17. 支援額の返還・徴収（対象認定の遡及取消）について

Q115 支給した給付型奨学金の返還を求められたり、一度減免を受けた授業料等の納付を遡って求められたりするのとは、どのような場合でしょうか。

A115 次の場合には、支給した給付奨学金の返還と、一度減免された授業料の納付が求められることになります。

- ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合、
- ② 大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上）の懲戒処分を受けた場合のほか、
- ③ 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合

Q116 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合には返還を求めることになっていますが、「学業成績が著しく不良」とは具体的にはどのような場合ですか。また、「災害、傷病その他のやむを得ない事由」とは具体的にどのような事由が想定されていますか。

A116 ここでいう「学業成績が著しく不良」とは、学修の実態が認められない状況、具体的には以下のいずれかに該当する場合を想定しています。

- ① 修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下（単位制によらない場合は履修科目の単位時間数の1割以下）である場合
- ② 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

また、ここでいう「災害、傷病その他やむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、学業不振について学生等本人に帰責性がない（努力不足とはいえない）場合を想定しており、学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、「やむを得ない事情」に含まれないと考えています。

Q117 返還や徴収の事由に該当し、授業料等減免対象者・給付奨学生としての認定を遡及取消された場合、既に減免・支給されていた費用はどのような取扱いになりますか（当該費用の学生への請求や回収は誰がどのように行うのでしょうか）。

A117 授業料等の減免について、対象学生が徴収事由に該当した場合、大学等は減免した授業料等相当額を当該学生から徴収することになります。また、給付型奨学金については、日本学生支援機構が対象学生に対して返還を求めることになります。

4－18. 適格認定の状況に係る公表について

Q118 打切り・警告等の状況について公表を求めるとのことですが、公表は各大学等が行

うのですか。それとも JASSO が一括で行うのですか。

A118 打切りや警告等の状況に関する公表については、引き続きその具体的な方法を検討し、年内を目途に一定の内容を公表する予定です。

Q119 打切り・警告等の状況の公表は、具体的にはどの範囲の情報が公表される予定でしょうか。

A119 事由ごとに公表することとしておりますが、具体的な内容や方法については、引き続き、検討を進め、年内を目途に一定の内容を公表する予定です。

5. 対象となる大学等（確認大学等）の要件～授業料等減免・給付型奨学金共通～

Q120 対象となる（機関要件を満たす）のは、どの大学等ですか。

A120 [こちらのページ](#)を御確認ください。

Q121 現時点で確認大学等（支援対象機関）となっていない学校については、今後、今年度中に確認大学等となることはないのでしょうか（確認大学等となっていない学校に進学した（在学している）場合、給付奨学金や授業料減免の対象にはならないのでしょうか。）

A121 確認大学等（支援対象機関）に含まれていない学校のうち、令和2年度の新設予定校については、今後、年度内に追加の確認審査が行われる予定です。また、令和2年度以降、確認大学等となっていない学校からの申請があれば、原則年1回、新規の確認審査が行われる予定です。

令和2年4月に確認大学等となっていない学校へ進学した（在学している）場合は、学生個人が要件を満たしていても、新制度の支援措置の対象となることはできませんが、進学先が令和2年度以降に新たに確認大学等となれば、その後の在学採用において給付奨学金に申し込むことが可能となります。

Q122 現時点で確認大学等（支援対象機関）となっていない学校に進学し、進学先の学校で給付奨学金や授業料減免を申し込める可能性（その学校が今後確認大学等になる可能性）はありますか。

A122 令和2年度新設予定校については、今後、確認大学等に追加される可能性があります。現在設置されている大学等が現時点で確認大学等になっていなければ、該当する大学等の学生は令和2年4月頃時点で給付奨学金や授業料等減免を申し込むことは、原則できません。

ただし、現時点で確認大学等となっていない学校であっても、令和2年度以降、確認大学等となっていない学校からの申請があれば、原則年1回、新規の確認審査が行われる予定ですので、在学中に給付奨学金や授業料減免に申し込むことができる可能性があります。

なお、確認大学等となっていない学校についても、機構の貸与奨学金の利用は原則可能です。また、各大学等において個別に実施される給付型の支援もあるため、進学希望先の学校の情報をよく確認してください。

Q123 高校を通じて JASSO の奨学金の申込を行いました、志望校が確認大学等（支援対象機関）になっていなかった場合、奨学金の申込みを辞退する必要がありますか。

A123 本年、高校を通じて奨学金の申込を行った場合は、採用候補者となっても、確認大学等に進学した際に、進学届の提出など所要の手続きをしなければ辞退したものともみなされます。（特に辞退の申出などの手続きをしていただく必要はありません。）

なお、採用候補者としての権利は、確認大学等であれば、どこの学校に進学しても利用できますので、辞退するか否かについては、進学時期までにじっくり御検討ください。

Q124 既に確認大学等（支援対象機関）となっている学校が、今後、確認大学等でなくなる場合がありますか。

A124 更新確認申請書の提出がないなど、確認大学等が要件を満たさなくなった場合、当該大学等は確認大学等ではなくなることであります。この場合、国や地方公共団体において、その旨を公表することを予定しています。

6. その他

Q125 新制度の授業料等減免と給付型奨学金は、2019 年 10 月に消費税率が引き上げられることによる消費税の増収分を財源とするとのことですが、新制度による支援は 2020 年 4 月に確実に実施されるのですか。

A125 消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり、本年 10 月に現行の 8 %から 10%に引き上げる予定であり、文部科学省としては、これを前提として、来年 4 月からの新制度の実施に向けて、着実に準備を進めていく方針です。

Q126 支援対象学生のアルバイトは認められますか。

A126 アルバイトは禁止されるものではありませんが、継続して支援の対象となるには、大学等における学業成績の基準を満たす必要があります。大学等におかれては、学生等への指導に際して、この点に十分に御留意いただくようお願いします。

Q127 家計急変時の対応を含むいくつかの事項については、追って省令で規定することを予定しているとのことですが、当該省令はいつ頃制定・公布される見込みでしょうか。

A127 省令は、遅くとも本年度中に制定・公布される見込みです。G P A等の客観的指標による判定に関する「斟酌すべき事情」がある場合の特例措置等については、制度の円滑

な実施に向けた関係機関への周知も必要なことから、省令制定より早い時期に具体的な検討内容の周知を図ることを検討しています。

Q128 新制度の申込を検討していますが、この Q&A に掲載されていない質問については、どちらに問い合わせればよいでしょうか。

A128 新制度の利用を検討されている学生・生徒や保護者の方におかれては、支援対象者の要件や給付型奨学金の申込手續については、JASSO の Web ページに掲載されていますのでそちらでご確認いただき、更に不明な点などについては、JASSO の奨学金相談センターにお問合せください。ただし、授業料や入学金の減免の申込手續については、「授業料等減免事務処理要領（案）」に則って、大学等において行うことになります。申込の時期や方法など詳細は進学先（又は在学中）の各大学等にお問合せください。

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額を又は3分の1の額を支給する。

< 昼間制 >

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額		
				月額	（参考）年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

< 夜間制 > ※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
大学	国公立	267,900円	141,000円
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立		
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）.....**130,000円** 入学金減免上限額（一回限り支給）.....**30,000円** 給付額（年額）.....**51,000円**

※ 児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額以下のとおり。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

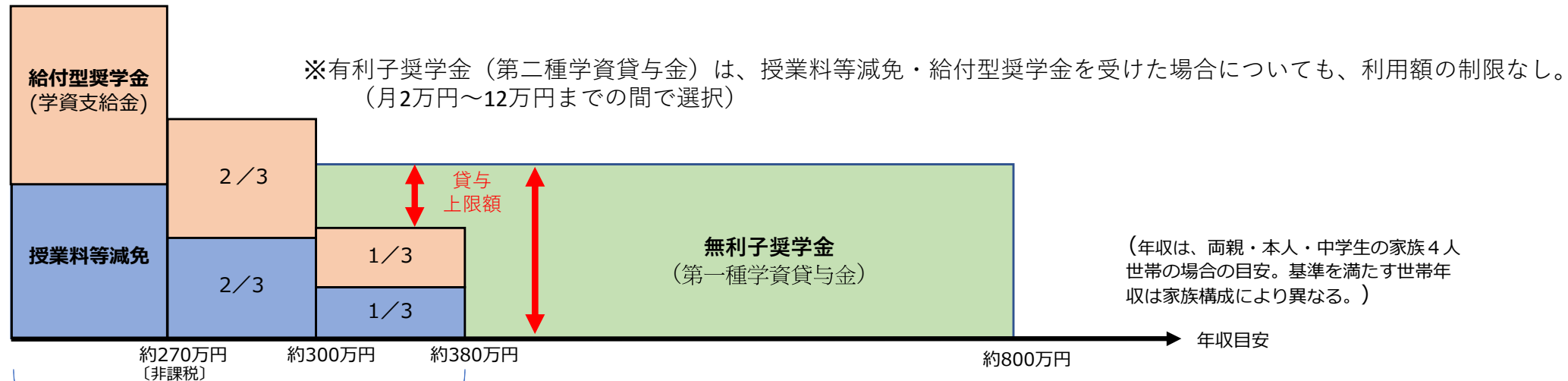
【大学、短大、専門学校】 国公立...**33,300円**、私立...**42,500円**、 【高専】 国公立...**25,800円**、私立...**35,000円**

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

新たな支援措置（授業料等減免・給付型奨学金（学資支給金））の実施に伴い、中間所得層との支援バランスの観点から、新たな支援措置の対象者については、無利子奨学金（第一種学資貸与金）の額を調整する。

授業料等減免又は給付型奨学金
の支給を受けた場合における
無利子奨学金の額
(調整後)

$$= \text{無利子奨学金の貸与上限額 (調整前)} - (\text{授業料の減免上限額} + \text{給付型奨学金の支給額})$$



無利子奨学金の貸与上限額を制限

< 学校種等別の貸与上限額 >

※利用可能額が3万円以上の場合、学生等は下記その利用可能額または2万円のいずれかを選択可能（月額）

			無利子貸与上限額	非課税世帯（減免・給付 満額支援）				準ずる世帯（減免・給付 2/3支援）				準ずる世帯（減免・給付 1/3支援）			
				減免額	給付額	減免＋給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免＋給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免＋給付合計	利用可能額
大学	国公立	自宅	¥45,000	¥44,700	¥29,200	¥73,900	¥0	¥29,800	¥19,500	¥49,300	¥0	¥14,900	¥9,800	¥24,700	(¥20,300)
		自宅外	¥51,000	¥44,700	¥66,700	¥111,400	¥0	¥29,800	¥44,500	¥74,300	¥0	¥14,900	¥22,300	¥37,200	(¥13,800)
	私立	自宅	¥54,000	¥58,400	¥38,300	¥96,700	¥0	¥38,900	¥25,600	¥64,500	¥0	¥19,500	¥12,800	¥32,300	(¥21,700)
		自宅外	¥64,000	¥58,400	¥75,800	¥134,200	¥0	¥38,900	¥50,600	¥89,500	¥0	¥19,500	¥25,300	¥44,800	(¥19,200)
短大	国公立	自宅	¥45,000	¥32,500	¥29,200	¥61,700	¥0	¥21,700	¥19,500	¥41,200	(¥3,800)	¥10,900	¥9,800	¥20,700	(¥24,300)
		自宅外	¥51,000	¥32,500	¥66,700	¥99,200	¥0	¥21,700	¥44,500	¥66,200	¥0	¥10,900	¥22,300	¥33,200	(¥17,800)
	私立	自宅	¥53,000	¥51,700	¥38,300	¥90,000	¥0	¥34,500	¥25,600	¥60,100	¥0	¥17,300	¥12,800	¥30,100	(¥22,900)
		自宅外	¥60,000	¥51,700	¥75,800	¥127,500	¥0	¥34,500	¥50,600	¥85,100	¥0	¥17,300	¥25,300	¥42,600	(¥17,400)
高专	国公立	自宅	¥45,000	¥19,600	¥17,500	¥37,100	(¥7,900)	¥13,100	¥11,700	¥24,800	(¥20,200)	¥6,600	¥5,900	¥12,500	(¥32,500)
		自宅外	¥51,000	¥19,600	¥34,200	¥53,800	¥0	¥13,100	¥22,800	¥35,900	(¥15,100)	¥6,600	¥11,400	¥18,000	(¥33,000)
	私立	自宅	¥53,000	¥58,400	¥26,700	¥85,100	¥0	¥38,900	¥17,800	¥56,700	¥0	¥19,500	¥8,900	¥28,400	(¥24,600)
		自宅外	¥60,000	¥58,400	¥43,300	¥101,700	¥0	¥38,900	¥28,900	¥67,800	¥0	¥19,500	¥14,500	¥34,000	(¥26,000)
専門学校	国公立	自宅	¥45,000	¥13,900	¥29,200	¥43,100	(¥1,900)	¥9,300	¥19,500	¥28,800	(¥16,200)	¥4,700	¥9,800	¥14,500	(¥30,500)
		自宅外	¥51,000	¥13,900	¥66,700	¥80,600	¥0	¥9,300	¥44,500	¥53,800	¥0	¥4,700	¥22,300	¥27,000	(¥24,000)
	私立	自宅	¥53,000	¥49,200	¥38,300	¥87,500	¥0	¥32,800	¥25,600	¥58,400	¥0	¥16,400	¥12,800	¥29,200	(¥23,800)
		自宅外	¥60,000	¥49,200	¥75,800	¥125,000	¥0	¥32,800	¥50,600	¥83,400	¥0	¥16,400	¥25,300	¥41,700	(¥18,300)

※夜間部や通信課程の場合など、上表と異なる額となる場合がある。

- 給付型奨学金と支援の趣旨目的や対象が同様の支援制度との併給に関して、国費による支援の重複を整理する観点から、他法令に基づく同様の支援の受給者について、給付型奨学金の額の特例を設ける。

< 1. 給付型奨学金と同様の支援制度について >

以下に掲げる支援を受ける者については、給付型奨学金の併給調整の対象者とする。

- 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- 職業転換給付金（訓練手当）（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）
- 訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- 教育訓練支援給付金（雇用保険法）
- 職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）

< 2. 併給調整の対象者の給付型奨学金の額について >

1. の支援を受けている期間は、給付型奨学金の額を 0 円とする（給付型奨学金を支給しない）。

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

資料 4

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準(資料10参照)により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用	在学採用	
高校3年生	1年生	2～4年生
申請時期：入学前年度	申請時期：入学年 4月※	申請時期：在学中(毎年) 4月
高校2年次(申込時)までの評定平均値が、 3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。 3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。 (高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。)	次の①から④までのいずれかに該当すること ① 高校の評定平均値が3.5以上であること ② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること ③ 高卒認定試験の合格者であること ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。	次の①か②のいずれかに該当すること ① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること ② 次のいずれにも該当すること ➢ 修得単位数が標準単位数※以上であること ※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数 ➢ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準(資料10参照)において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者等

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算式】 **市町村民税の所得割の課税標準額 × 6 % - (調整控除の額 + 税額調整額)** ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額 + 税額調整額）に3/4を乗じた額となる。

【基準額】 **第Ⅰ区分**（標準額の支援） **100円未満**
第Ⅱ区分（標準額の2/3支援） **100円以上～25,600円未満**
第Ⅲ区分（標準額の1/3支援） **25,600円以上～51,300円未満**

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収（例）

		住民税非課税	準ずる世帯		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
		3分の3	3分の2	3分の1	
ひとり親世帯（母のみが生計維持者の場合）	（支援額）				
	子1人（本人）	～約210万円	～約300万円	～約370万円	
	子2人（本人・高校生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円	
	子3人（本人・高校生・中学生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円	
ふたり親世帯（両親が生計維持者）	子1人（本人）	～約220万円	～約300万円	～約380万円	
	子2人（本人・中学生）	～約270万円	～約300万円	～約380万円	
	子3人（本人・高校生・中学生）	～約320万円	～約370万円	～約430万円	
	子3人（本人・大学生・中学生）	～約320万円	～約400万円	～約460万円	
※片働き（一方が無収入）の場合					

※年収は、両親の年収を合計したものとする。子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。（事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。）

※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。

※年収の目安について、「両親（片働き）」は、配偶者控除対象となっている場合。

日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。
「進学資金シミュレーター」 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

新制度における国籍・在留資格に関する要件

区分	該当例		在留期間	申込の可否
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	○
②特別永住者 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条)	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者		無期限	○
③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	○
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出征し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	○
④定住者 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のベトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子・6歳未満の養子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親 など		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	×
	上記のうち将来 <u>永住する意思</u> があると認められた者			○
⑤右記の在留資格により在留する者 (出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五)	(1) 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 (2) 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 (3) 文化活動、短期滞在 (4) 留学、研修、家族滞在 (5) 特定活動		区分の内容に応じて15日から5年の期間(高度専門職の一部は無制限)	×
				(「留学」の在留資格の者については留学生向けの支援制度の受給が可能)

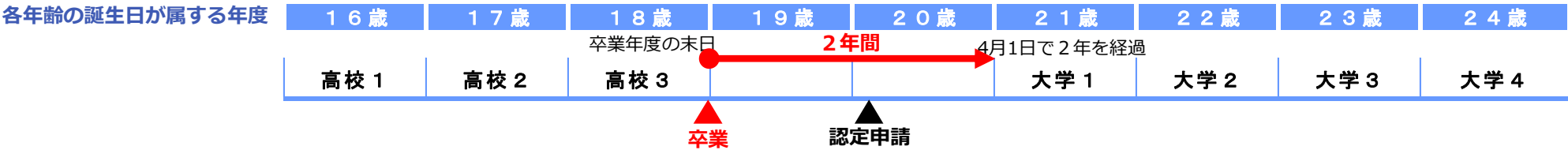
※現行の奨学金制度における対象者と同じ。

予約採用の選考対象者の要件（大学等に進学するまでの期間に関する要件）

【基本的な考え方】 高校等の卒業から認定申請までの期間により、選考対象者か否かの判定を行う。

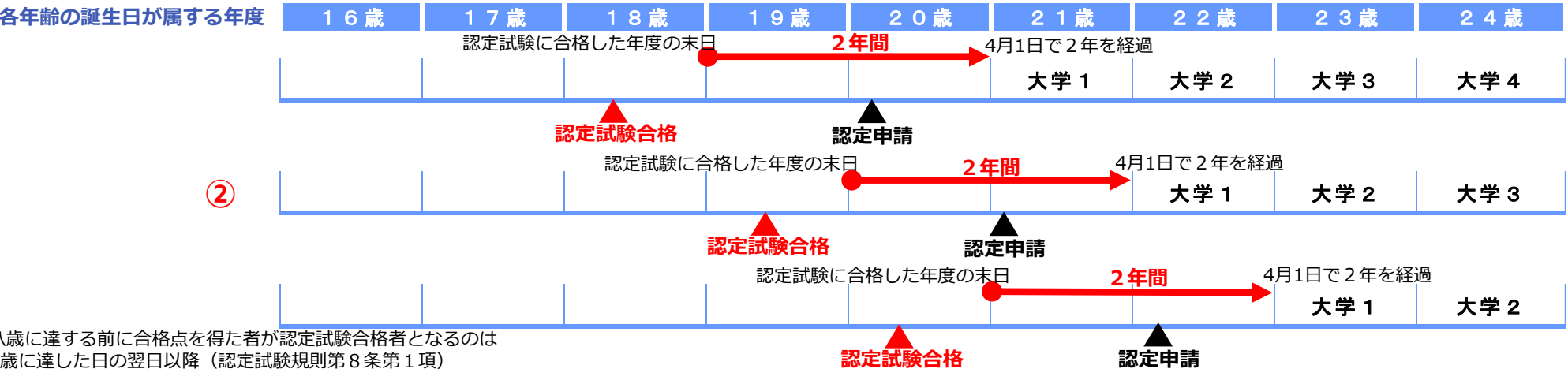
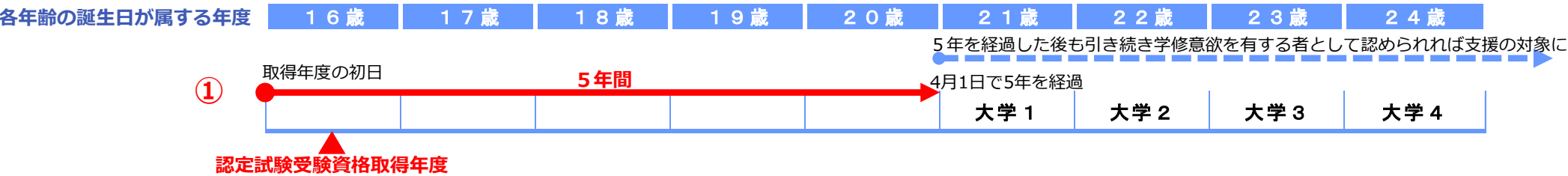
高校等の卒業者の場合 確認大学等に進学したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は卒業者

(始) 初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日 から
(終) 認定申請の日 まで
の期間が2年を経過していない者



高卒認定試験合格者の場合 確認大学等に進学した時に学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等

① (始) 認定試験受験資格取得年度の初日 から
(終) 認定試験合格の日 まで
の期間が5年を経過していない者等
又は
5年を経過した後も引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者
かつ
② (始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の末日 から
(終) 認定申請の日 まで
の期間が2年を経過していない者



※ 十八歳に達する前に合格点を得た者が認定試験合格者となるのは十八歳に達した日の翌日以降（認定試験規則第8条第1項）

在学採用の選考対象者の要件①（大学等に進学するまでの期間に関する要件）

【基本的な考え方】 高校等の卒業から大学等への入学までの期間により、選考対象者か否かの判定を行う。

（入学年度＝予約採用の申請年度＋1）

高校等の卒業者の場合

（始）高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日 から
（終）確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過していない者

各年齢の誕生日が属する年度



卒業

春入学 秋入学

高卒認定試験合格者の場合

認定試験合格者等

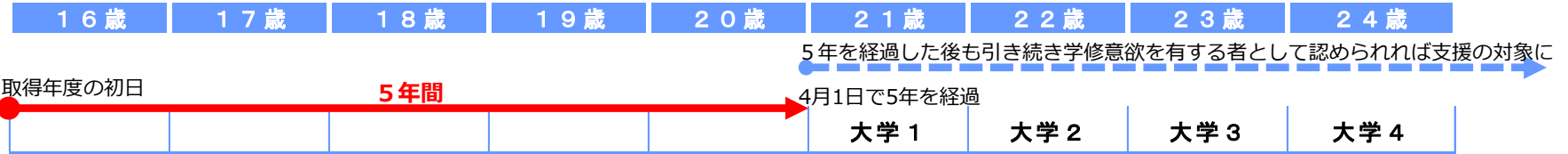
又は

5年を経過した後も引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者

かつ

（始）当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日 から
（終）確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過していない者

各年齢の誕生日が属する年度



認定試験受験資格取得年度

各年齢の誕生日が属する年度



認定試験合格

春入学 秋入学

②



認定試験合格

春入学 秋入学



認定試験合格

春入学 秋入学

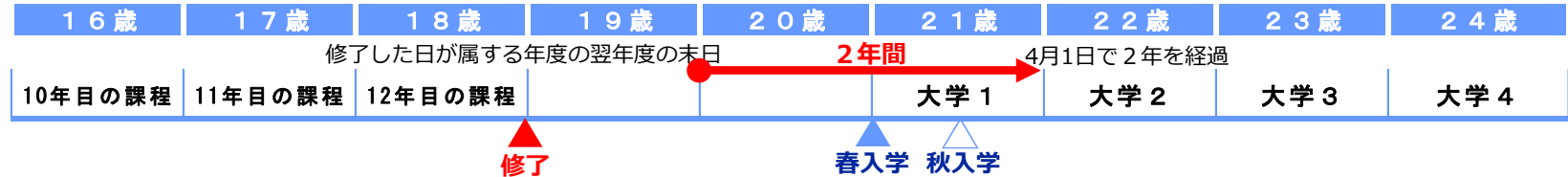
在学採用の選考対象者の要件②（大学等に進学するまでの期間に関する要件）

海外の教育機関の修了者等の場合

学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者

(始) 学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度



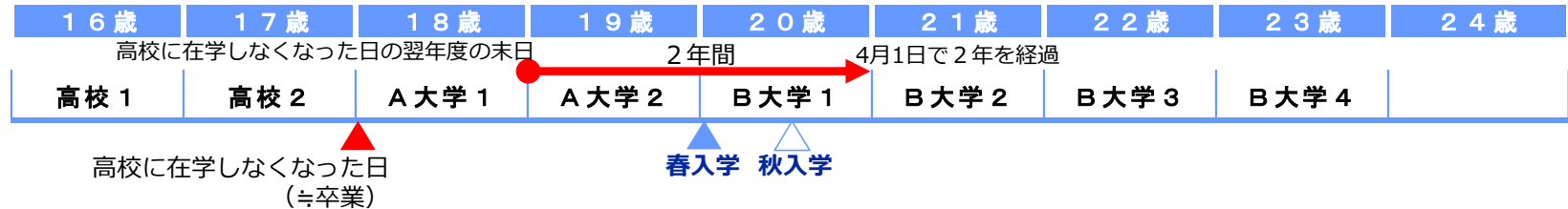
外国において、学校教育における12年の課程を修了した場合

「飛び入学者」が飛び入学先の大学を退学し、他の大学に入学する場合

学校教育法施行規則第150条第6号又は同令第183条第2号に該当する者

(始) 高等学校に在学しなくなった日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度

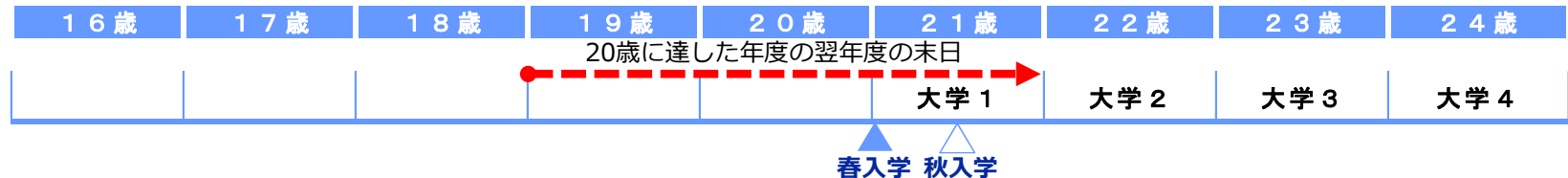


個別の入学資格審査を経て入学する場合

学校教育法施行規則第150号第7号又は同令第183号第3号に該当する者

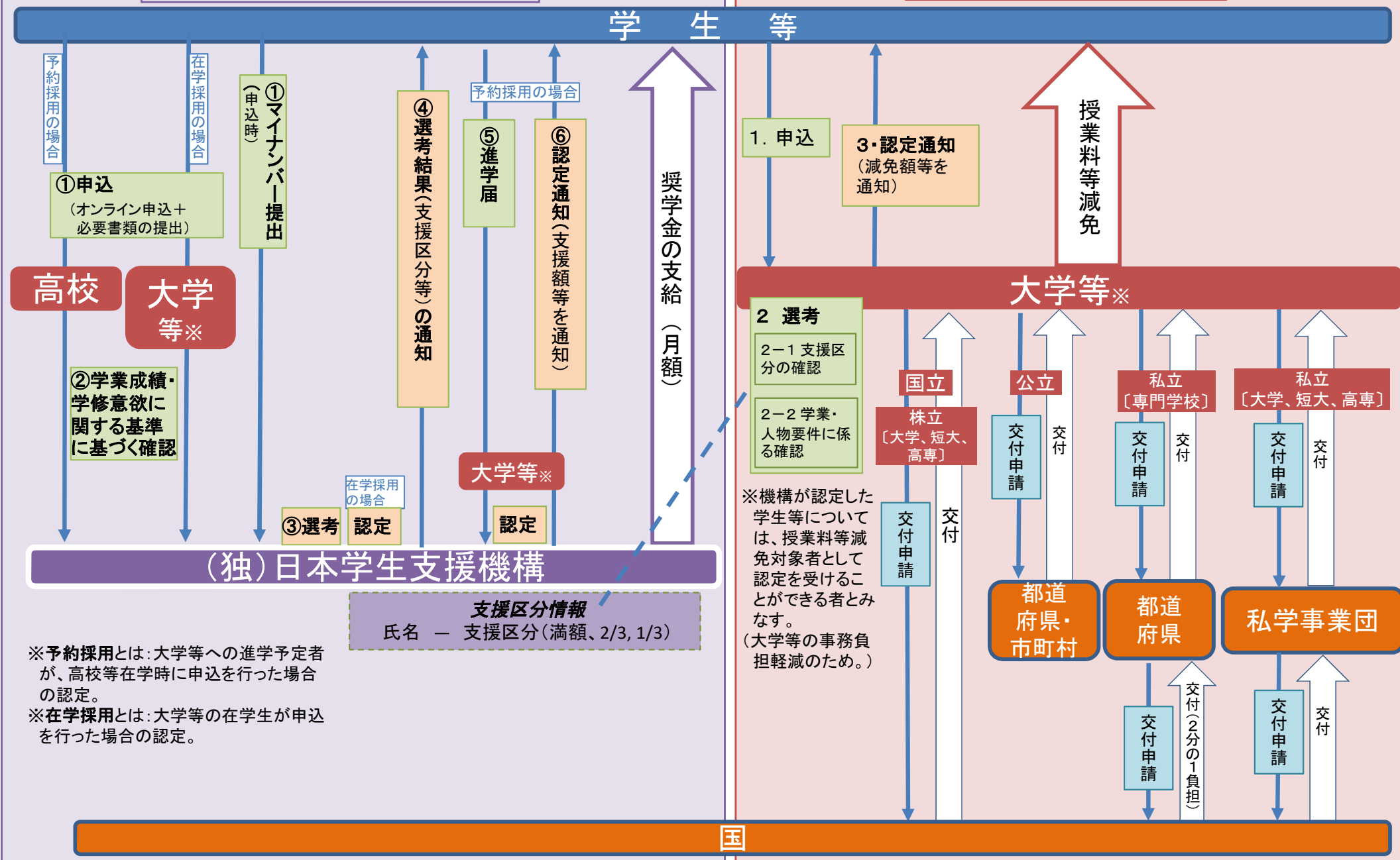
(終) 20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日 まで
に確認大学等に入学した者
(20歳に達した年度の翌年度の末日を越えて入学した場合は対象外)

各年齢の誕生日が属する年度



給付型奨学金(学資支給金)

授業料・入学金の減免



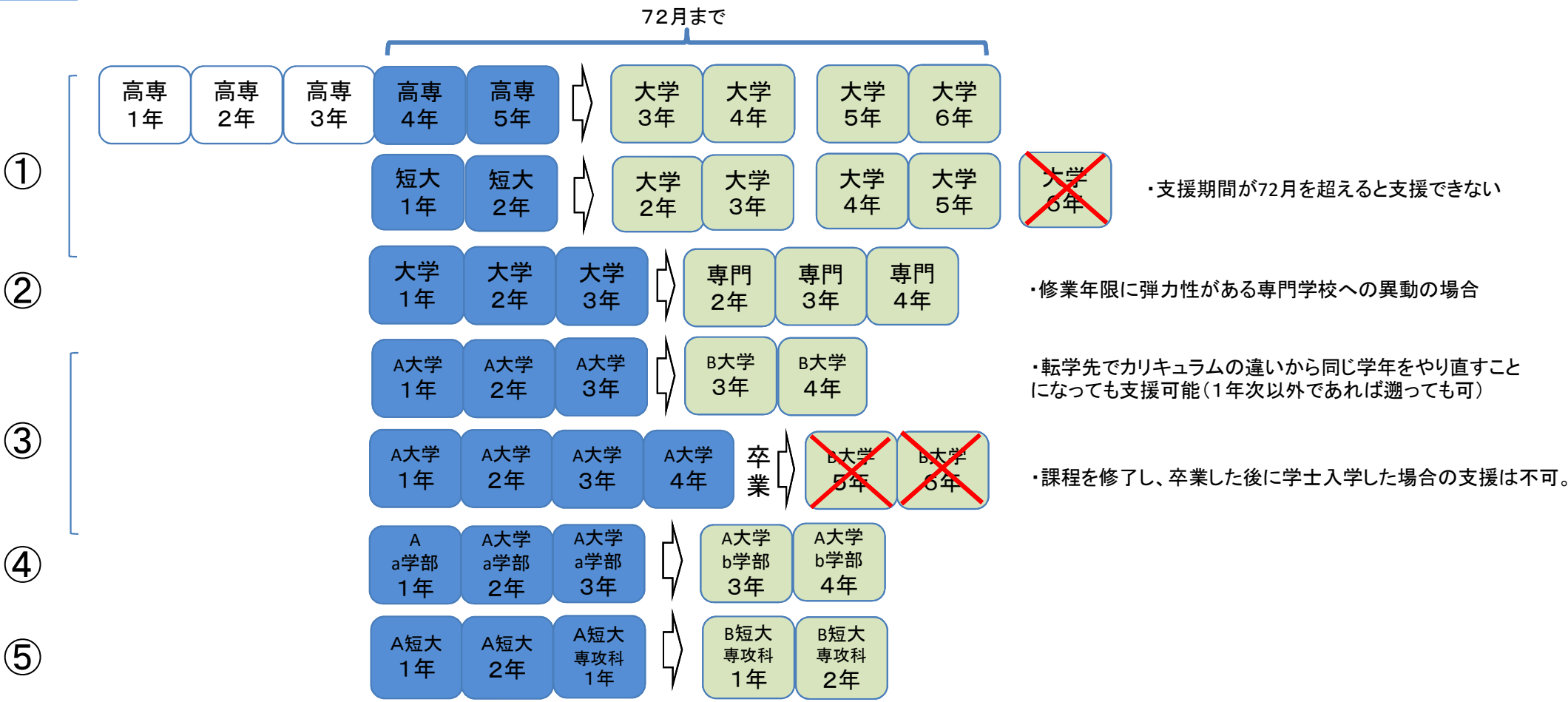
※ 「大学等」とは、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項の確認要件(機関要件)を満たすことについて確認を受けた大学等である。

支援期間について

趣 旨

✓ 異なる学校種間に異動する編入学などの場合は、カリキュラムの違いなどから学年を下がって学修せざるを得ないことが想定されるため、最大 7 2 月までの支援を行うこととしているが、その対象となるのは以下のとおり。（なお、②～④については、在学する学校を卒業した場合には対象外とし、学士入学等の場合は対象外。）

- ① 学校教育法で定める編入学をした者（短大 2 年次修了→大学、高専 5 年次修了→大学、専門学校 2 年次修了→大学）
- ② 大学、短大、高専の在學生で専門学校の第 2 学年以上に入学した者
- ③ 同一学校種間の異動である転学をした者
- ④ 同一の学校内で他の学部等に転籍したもの ※単に同様のカリキュラムを繰り返す場合は対象外
- ⑤ 短期大学や高等専門学校の専攻科に入学した者



支援対象者の在学中の支援の扱いについて

資料10

【適格認定の基準と支援の扱いについて】

	基 準	支援の扱い
学業成績・学修意欲に関すること 各学年末に判定し、4月からその結果を反映 （ただし、修業年限が2年以下である場合は、各学年の途中にも判定(10月からその結果を反映)	次のいずれかに該当すること ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数※の5割以下であること ※標準単位数＝(卒業必要単位数/修業年限)×支援対象者の在学年数 ③ 出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定したこと ④ 下の「警告」に連続して該当すること	支援の廃止(打切り) (学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求める。)
	次のいずれかに該当すること（上の「支援の打切り」に該当する者を除く。） ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること ② GPA(平均成績)等が下位4分の1に属すること (なお、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、省令で規定することを予定) ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学等が判定したこと	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する。 (連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。)
家計の経済状況に関すること 毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映	【収入】 ※採用時と同一の基準 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること (算 式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※ ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。	支援の停止または支援区分・支援額の変更 直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は、支援を停止する。 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は、支援を再開する。)
	【資産】 ※採用時と同一の基準 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	支援の停止 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する。)

【上記以外の支援の廃止(打切り)について】

次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切る。(①又は②に該当する者には、返還を求める。)

- ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者
- ② 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上のものに限る。)の懲戒処分を受けた者

【上記以外の支援の停止について】

- ・大学等から休学を認められた場合には、その間、支援を停止し、復学時に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- ・3カ月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援を停止する。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、訓告の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- ・支援の継続手続を行わなかった場合には支援を停止する。

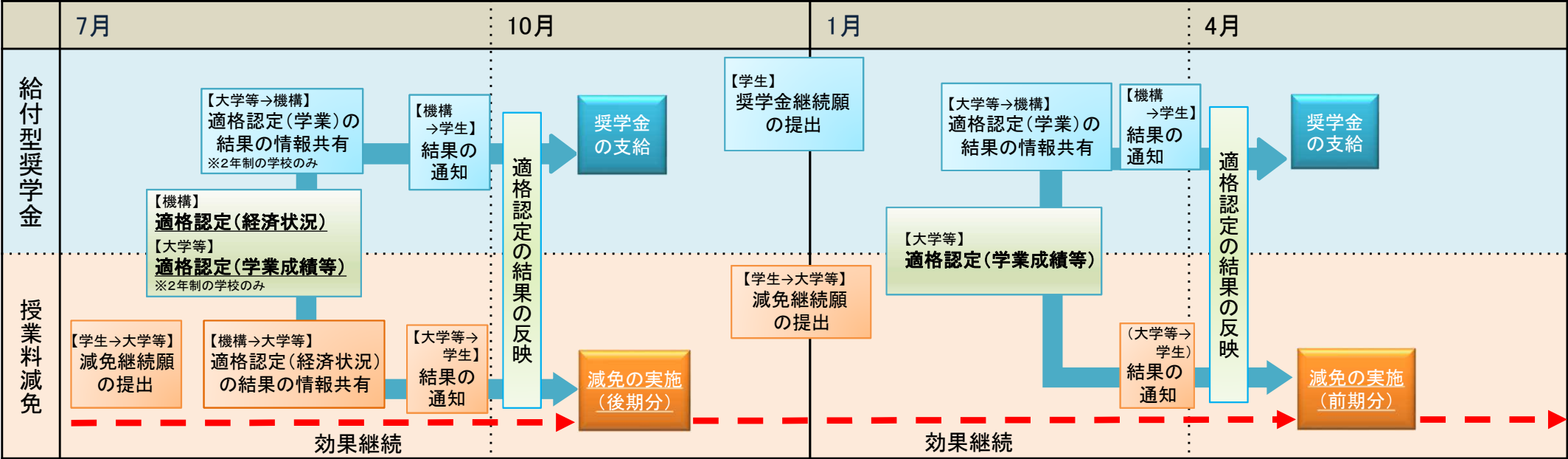
【転学・編入学の場合の支援期間について】

- ・転学・編入学をした場合(以下の※に該当する場合を除く。)は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長する。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とする。)

※ 転学・編入学前の学校に在学しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象としない。

支援対象者の適格認定のスケジュールについて

○ 適格認定の手続は、以下のとおり実施することを予定しており、適格認定の基準に適合するかどうかの判定結果に基づき、必要に応じ、支援措置の見直し(支援の打ち切り・支援額の変更)を行う。



【家計の経済状況に関する基準の適合判定について】

- ・ 家計の経済状況について、毎年夏頃に適格認定を行い、その判定結果を10月に反映する。

【学業成績等に関する基準の適合判定について】

- ・ 学年末に適格認定を行い、その判定結果を翌学年当初に反映する。
- ・ ただし、高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回(夏頃と学年末に)適格認定を行う。その判定結果を10月と翌学年当初にそれぞれ反映する。

授業料等減免・給付型奨学金の新制度(2020年度～)
～社会的養護を必要とする者・生活保護世帯出身者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約 8 万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約 7 万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考) 年額	月額	(参考) 年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもことから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

(2) 生活保護世帯の出身者

原則、父母及び本人の所得・資産により判定します。
父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

(社会的養護を必要とする者とは)

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が利用可能な支援制度

資料13

(令和元年9月現在)

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.71%（固定金利）
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.71%程度（固定金利） ※2019年9月19日現在
備考	- 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 - 労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることが目的

教育支援資金

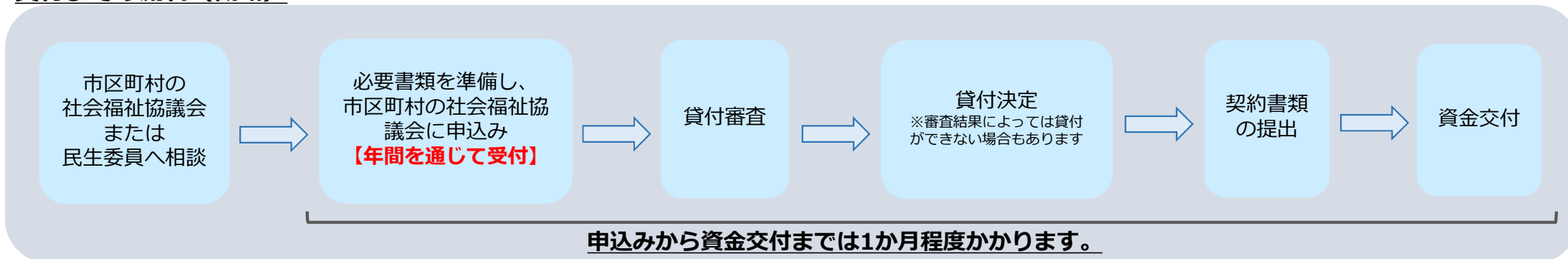
低所得世帯に属する者が大学等に就学又は入学に際して必要な経費を貸し付ける資金

教育支援資金の内容（①②併用可能）

資金の種類		貸付限度額等	対象	据置期間	償還期限	利子	保証人
①教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に <u>就学する</u> ために必要な経費	（大学）月6.5万円以内 （高専・短大）月6.0万円以内 特に必要と認められる場合には1.5倍の額まで可能	低所得世帯※	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 （世帯内で連帯借受人が必要）
②就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への <u>入学に際して</u> 必要な経費	50万円以内 未払いである場合のみ対象					

※必要な資金の融通を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
（例：市町村民税非課税世帯もしくは生活保護基準の約2倍以内の所得である世帯等）

貸付までの流れ（概略）



問合せ先

お住まいの市区町村の社会福祉協議会

※各地の市区町村社会福祉協議会の連絡先は、都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページからご確認ください。

＜都道府県・指定都市 社会福祉協議会のホームページ＞

<https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html>

融資の対象となる学校

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校 等

ご利用いただける方

融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、
世帯年収（所得）が下の表の金額以内の方

※日本学生支援機構の奨学金と併用可能

	世帯年収（所得）の上限額	
子1人	790万円（590万円）	左記の金額を超えていても、 下記の【要件】にひとつでも該当すれば、世帯年収990万円 （世帯所得770万円）以内まで 緩和されます。
子2人	890万円（680万円）	
子3人	990万円（770万円）	

【要件】1.勤続（営業）年数が3年未満、2. 居住年数が1年未満、3. 世帯のいずれかの方が自宅外通学（予定）者、4. 借入申込人またはその配偶者が単身赴任、5. 今回のご融資が海外留学資金、6. 借入申込人の年収（所得）に占める借入金返済の負担率が30%超、7. ご親族などに「要介護（要支援）認定」を受けている方がおり、その介護に関する費用を負担、8. 大規模な災害により被災された方。

使いみち

学校納付金（入学金、授業料、施設設備費 等）受験にかかった費用、教科書代、自宅外通学に必要な住居費用 等

融資額等

融資限度額	350万円まで借入れ可能（学生一人あたり）
金利	固定金利 1.71%（令和元年9月現在） （母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収 500万円（所得346万円）以内の方は年1.31%（固定金利・保証料別））
返済期間	15年以内 （母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、世帯年収200万円（所得122万円）以内の方、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は18年 以内）
申込み	受験前、合格前であっても申込みが可能 ※入学資金（入学金や受験費用など入学時の費用）として利用される方は、契約時までには合格を確認できる書類の写しの提出が必要）
入金	申込み完了から20日程度で入金 ※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。
返済	借入日の翌月または翌々月のご返済希望日からの開始。 在学期間中は、元金を据え置いて利息のみの支払いとすることも可能。

<問い合わせ先・資料請求先>

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター

（ナビダイヤル） **0570-008656**

（月～金 9:00～21:00／土 9:00～17:00）

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

労働金庫の「入学時必要資金融資」制度とは

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者の、入学前の入学金・授業料について労働金庫が融資する制度。労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。

ご利用 いただける方	日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった方※
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません
申込時期	日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者として決定後（「採用候補者決定通知」の受領後）
融資方法	奨学金振込口座として開設した本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、本人名義にて直接振込み。
利率	年 1.71 %程度（固定金利） ※表示の金利は、2019年9月19日現在の適用金利となります
申込手続き	労働金庫の各店舗への来店による手続き
使いみち	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料）に限る。ただし、すでに進学先に納入済みのものは対象になりません。

主な留意点

- ① 融資のため、審査結果によっては融資できない場合がある。
- ② 申込時期が必要資金の納付期限直前の場合には、取扱いできない場合がある。
- ③ 進学先が奨学金対象校以外の場合は、融資対象外となる。
- ④ 候補者決定通知に（日本政策金融公庫の手続き必要）とある方は、労働金庫の融資申込みまでに日本政策金融公庫の手続きが必要。
- ⑤ 申込は、本人および両親（親権者）全員での来店が必要。
- ⑥ すでに入学金・授業料が納付済である場合は、融資対象外。
- ⑦ 機構の奨学金振込口座を労働金庫に指定すること。

「ご融資（入学時必要資金融資）」に関する
お問合せ・お申込みはお近くのろうきんへ

<https://all.rokin.or.jp/>

※「奨学金制度の内容」や「奨学金の申込手続」等ご融資以外に関する
ことは、ろうきんではお答えができませんので、日本学生支援機構へ
お問合せください。

日本学生支援機構 ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

※入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を
申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与するもの
です。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、
日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
「採用候補者決定通知」にて、「国の教育ローン」の申込み手続きが必要
かどうかを確認し、必要な場合は申込手続きをしてください。